

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 目次

整理番号	法人名	役職名 (勤務形態)	ページ
1	(公財) 大阪国際平和センター	業務執行理事 (常勤)	1
2	(公財) 大阪府国際交流財団	理事長 (常勤)	3
3	(株) 大阪国際会議場	専務取締役 (常勤)	5
4	(公財) 大阪府保健医療財団	理事長 (非常勤)	7
5	(公財) 大阪産業振興機構	理事長 (常勤)	11
6	(公財) 千里ライフサイエンス振興財団	専務理事 (常勤)	13
7	大阪信用保証協会	常勤役員 (常勤)	15
8	(公財) 西成労働福祉センター	代表理事 (非常勤)	17
9	(公財) 西成労働福祉センター	業務執行理事 (常勤)	21
10	(一財) 大阪府みどり公社	理事長 (常勤)	25
11	(公財) 大阪府都市整備推進センター	理事長 (常勤)	27
12	(公財) 大阪府都市整備推進センター	常務理事 (常勤)	33
13	大阪府道路公社	理事長 (常勤)	37
14	大阪高速鉄道 (株)	代表取締役社長 (常勤)	39
15	大阪高速鉄道 (株)	代表取締役専務 (常勤)	43
16	大阪外環状鉄道 (株)	代表取締役社長 (常勤)	47
17	大阪外環状鉄道 (株)	常務取締役 (常勤)	49
18	大阪府土地開発公社	理事長 (常勤)	51
19	大阪府土地開発公社	常務理事 (常勤)	53
20	大阪府住宅供給公社	理事長 (常勤)	55
21	大阪府住宅供給公社	常務理事 (技術担当) (常勤)	59
22	(一財) 大阪府タウン管理財団	理事長 (常勤)	63
23	(一財) 大阪府タウン管理財団	常務理事 [兼千里事業本部長] (常勤)	67

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	公益財団法人 大阪国際平和センター					
法人所管課	府民文化部人権局人権企画課					
設立年月日	平成元年7月25日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	0名	うち府退職者	1名
			その他			0名
	非常勤	7名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
職員数（常勤）	4名		うち府派遣	0名	うち府退職者	2名
主な事業概要	戦争と平和に関する資料の収集・保存・整備、展示及び調査研究・情報提供、大阪空襲犠牲者の追悼等 ・展示情報事業（常設展示、資料の収集・貸出等） ・企画事業（特別展、講演会、映画上映会、平和紙芝居、平和学習講座（教員向け）、戦跡ウォーク等） ・空襲死没者名簿、「刻の庭」の維持管理					
対象役員	業務執行理事					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	5回	うち臨時的に開催したもの	3回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有					
（有の場合）	機関（会議）名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員		H27 4回	

【前回見直し時における法人の課題等】

平和に対する深い見識とともに、政治的なバランス感覚、自治体が行うべき平和施策への識見を併せ持ち、行政的な危機管理能力に長けた人物が運営の中枢には引き続き必要

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○財団の総合的運営

・大阪府・大阪市の共同事業として、府市に代わって平和施策を行うため設立したものであり、府市の平和施策の効果的な実現を担う法人であるという前提に立って、事業全般にわたり企画から実施まで総合的な判断を行う

○財団運営全般において政治的中立性・公平性を確保

・財団運営に当たり、館に寄せられる様々な要望や意見・支援活動等にも配慮しながら政治的中立性を確保し、公の施設に準じた活動を行うための総合的な判断を行う

○財団運営の（事実上の）最高責任者として、支援団体や個人、関係団体等と対外折衝

・厳しい財政状況の中で支援層の拡大・効率的な財団運営に努力  
 ・財団の発信力の強化のため、他施設等との連携強化を図る

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

戦争や平和については様々な考え方やスタンスがある中、（事実上の）最高責任者として政治的中立性・公平性を確保しながら、府施策の一環にふさわしい企画事業等を、事務局職員を差配して実施している。

また、開館以来の全面更新を実現（H27.4）した常設展示に対する様々な（とりわけ批判的な）意見・要望にも、高度なバランス感覚を以って、府市の意向を汲み取りながら対応している。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 平和に関する深い見識とともに、政治的なバランス感覚、自治体が行うべき平和施策についての認識を併せ持ち、行政的な危機管理能力に長けた人物が、運営の中枢には引き続き必要
- 展示に対する様々な（とりわけ批判的な）意見・要望に対する対応

【上記課題に対する対応方針等】

引き続き府関係者を対象役員(業務執行理事)とする。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○財団の総合的運営

- ・府市が平和施策を共同実施するため財団法人という手法を採ったものであり、府市の平和施策の効果的な実現を担う財団であるという前提に立って、事業全般にわたり企画から実施まで総合的な判断を行う

○財団運営全般において政治的中立性・公平性を確保

- ・財団運営に当たり、様々な意見・要望、支援活動等にも配慮しながら政治的中立性を確保し、「公の施設」に準じた活動を行うための総合的な判断を行う

○財団運営の（事実上の）最高責任者として個人、関係団体等と折衝

- ・厳しい財政状況の中で支援層の拡大・効率的な財団運営に努力
- ・財団の発信力強化のため、他施設等との連携強化を図る

○入館者増に向けた学校、団体等への働きかけ

○27年度成果

- ・入館者数（11か月間） 75,120人（H25 71,814人（12か月間））
- ・入館者総合満足度 91%（H26 87%）
- ・貸出資料利用人数 244,674人（H26 120,422人）
- ・出かける展示実施回数 5回（H26 5回）

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

本財団は、府・大阪市に成り代わって平和施策を行うため設立されたものであり、その運営の中枢の役割を担うのが、対象役員（府関係者）である。

府関係者が対象役員（業務執行理事）から外れた場合、

- ・府民への成果還元や府施策の一環として相応しい企画事業等が行われなくおそれがある
- ・政治的な中立性・公平性を確保した財団運営が危ぶまれる
- ・（政治的な中立性・公平性を確保していても行政的な危機管理能力に長けていないと）政治的対立や外交問題に巻き込まれたり、紛争の場とされるおそれがある

以上のことから、引き続き府関係者の就任が不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(公財)大阪府国際交流財団					
法人所管課	府民文化部都市魅力創造局国際課					
設立年月日	平成元年1月25日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	8名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		2名	うち府派遣	2名	うち府退職者	名
主な事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバル人材の育成</li> <li>・外国人の受入促進・活動環境の整備</li> <li>・国際交流情報の収集及び発信</li> </ul>					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績(見込)	4回	うち臨時的に開催したもの		1回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or <input checked="" type="radio"/> 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		

【前回見直し時における法人の課題等】

- ・法人は、定款において存続期間を平成33年度末と定めた。
- ・この期間に特定資産20億円を取り崩し、府と法人が共同策定した「大阪の国際化戦略アクションプログラム」に基づく事業を集中的に実施するための財源として活用するため、大阪府のガバナンスの確保が重要な課題となる。
- ・存続期間終了後に見込まれる20億円の基本財産の処分にあたって、全額を大阪府に帰属させることは、法人の定款上の責務ではない。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- ・理事会の運営
- ・法人運営に関する重要事項の意思決定
- ・法人見直しに係る理事、主要評議員の意見のとりまとめ
- ・法人見直しに係る府幹部との調整

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- ・定款第49条に定める存続期間(平成34年3月31日)に関する状況の変化なし。  
財団中期経営計画に比べ、大阪府国際化戦略実行委員会負担金が事業見直しによりH28年度当初予算ベースで約1,700万円減少。
- ・大阪府国際化戦略実行委員会に対する負担金は、特定資産を取崩しているが、理事会の決議が必要であることなどから、引き続き大阪府によるガバナンスの確保が必要。
- ・基本財産の処分については、定款第51条で「残余財産は、評議員会の決議を経て、大阪府域の地方公共団体に贈与するものとする。」と規定しており、  
また、その決議は、定款第6条で「基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を得た上で、評議員会の承認を得なければならない。」としていることから、府の関与を継続するために、理事長(常勤)に府現職職員が就任。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 定款第49条に定める存続期間（平成34年3月31日）に関しては、府の国際化施策を取り巻く環境の変化を受け、財団の有するノウハウや国際交流ネットワークを活用することが効率的かつ効果的であることから、H28年夏ごろを目途に財団存続のあり方を検討しており、大阪府国際化戦略実行委員会事業を含む財団事業全体の見直しを実施しているところ。
- 特定資産20億円を取り崩し、府と法人が共同策定した「大阪の国際化戦略アクションプログラム」に基づく事業を集中的に実施するための財源として活用するため、大阪府のガバナンスの確保が重要な課題となる。
- 法人が廃止された場合に見込まれる20億円の基本財産の処分にあたって、全額を大阪府に帰属させることは、法人の定款上の責務ではない。

【上記課題に対する対応方針等】

大阪府のガバナンスを確保するため、府の人的関与を継続する。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 理事会の運営
- 法人運営に関する重要事項の意思決定
- 法人見直しに係る理事、評議員の意見のとりまとめ
- 法人見直しに係る府幹部との調整

※具体的な実績評価

- 平成27年度から3年間を計画期間とする法人の第2期中期経営計画に基づき、各経営目標の達成に向けた法人内外の調整、意思形成の具体化。
- 法人理事・評議員との意思疎通を図り、法人運営を安定化。
- 法人の運営に関し大阪府と緊密に協議。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

法人の存続期間中は、財団の特定資産を財源として、府と共同で「大阪の国際化戦略アクションプログラム」に基づく事業を理事会・評議員会の理解を得ながら集中的に実施するとともに、今後、府における法人の存続のあり方議論を踏まえ、大阪府のガバナンスを確保し、府の方針に沿った理事会・評議員会での調整が必要であることから、引き続き、対象役員に府関係者が就任する必要性があると考えます。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	㈱大阪国際会議場					
法人所管課	府民文化部都市魅力創造局企画・観光課					
設立年月日	昭和33年8月9日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	0名	うち府退職者	1名
			その他			2名
	非常勤	15名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
職員数(常勤)		18名	うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
主な事業概要	①国際会議及び国内会議並びに文化、学術、芸術等各種催物の企画、誘致及び開催 ②内外商品等の見本市及び展示会の企画、誘致及び開催 ③会議施設及び展示場並びにこれらに付帯する施設、設備機器、備品等の賃貸及び管理運営等					
対象役員	専務取締役					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績(見込)	7回	うち臨時的に開催したもの		2回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	経営会議	社長、専務、常務、常勤監査役		月1回以上		
	常務会	社長、専務、常務		週1回		
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>府では、平成25年度に、大阪府立国際会議場の指定管理者の公募を実施した。(指定期間：平成26年度～平成30年度)</li> <li>府の募集要件(毎年度の府への納付金4.5億円(下限)、維持修繕1億円(下限)、国際会議誘致件数の目標設定等)に対して、法人は、府への納付金7億円、維持修繕1億円に加え、毎年度8千万円の機能向上に係る設備投資の実施、国際会議の誘致については、実績数値を上回る目標を設定(H23実績26件→H30目標60件)し、府に提案し、指定管理者として選定された。</li> <li>本提案は、法人の設立趣旨を全うしつつ、指定を勝ち取るため最大限努力したものであるが、国際会議誘致の目標件数を達成し営業利益を大幅に向上させながらも、利益剰余金を取り崩して対応しなければならないものであり、相当厳しい自己変革が迫られている。</li> <li>指定管理者となったものの、今後は提案を実現するための厳しい営業活動とともに、出資金を阻害しない運営やそのための適正なマネジメントが課題。</li> </ul> <p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会社組織マネジメントや営業・施設管理等の事業全般の業務執行に係る管理業務</li> <li>府との関連に留意しながら社内での経営方針の検討や府と法人との調整の実施</li> </ul> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人は、指定管理者の指定申請に際して、平成26年度から平成30年度を期間とした中期経営計画を策定。</li> <li>法人は、指定管理応募時の提案内容及び中期経営計画を踏まえ、平成26年度から府立国際会議場の管理運営を行っている。 26年度及び27年度においては、府納付金7億円、維持修繕1億円、施設の機能向上設備投資8千万円を実施し、国際会議の誘致件数についても目標を達成している。 (26年度目標30件→実績35件、27年度目標35件→40件)</li> <li>しかし、主要3施設の稼働率や施設利用料収入は目標を下回り、26年度決算では、損益△2億2千万円で、当初計画△7千万円を大きく上回る損失となっている。</li> </ul>						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、平成26年度から30年度まで指定管理者として、府立国際会議場の管理運営を行う予定であり、指定管理応募時の提案内容の実現とともに、法人で策定した中期経営計画の実現が求められる。
- 特に、府への納付等の履行が行われている一方で、法人の収益が計画に比して大きく落ち込んでいる状況にあるため、国際会議等の誘致強化による利用料収入増や効率的な運営が求められる。
- 国際会議の誘致件数は、現在のところ、目標（26目標30件→35件）を達しているが、平成30年度の目標（60件）を達成するには、さらなる誘致の強化が求められる。
- 府は、法人に対し、全出資金の5割（3億円）を出資しており、法人の設立目的に沿った経営や、府への納付金の確保及び出資金の保全に適切な対応を講じていくことが求められる。

【上記課題に対する対応方針等】

- 国際会議等の誘致強化や効率的な運営に取り組み、指定管理応募時の提案内容の確実な履行と、指定出資法人として中期経営計画を確実に実行していくため、引き続き、大阪府と法人で協議・調整を実施。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人組織や営業・施設管理等の事業全般の業務執行に係るマネジメント
- 法人運営に関する重要事項決定への参画
- 中期経営計画の実現、さらなる改革への取組みにかかる調整
- 法人経営に係る府幹部との調整

※最重要課題である国際会議の誘致件数は、国際会議を行う業界団体への訪問営業や展示会への招待など、積極的な働きかけを促した結果、27年度は目標を上回る件数の開催実績を上げた。また、施設稼働率についても、全体としては目標値には僅かに届かなかったが、主要三施設は高水準を維持し、長期の仮予約の取扱方法を見直すなど、改善に取り組んでいる。さらに、利用者の満足度の向上や、リピーターを獲得するため、利用者の要望に応え、各種利用料金の一括払い（ワンストップサービス）制度を拡充させるなど、利用者の利便性の向上に取り組んでいる。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 府は、法人の設立にあたり、全出資金の5割（3億円）を出資していることから、指定出資法人として設立目的に沿った法人経営が行われることや、府出資金の保全に対応するとともに、指定管理応募時の提案内容が実現されるよう、引き続き、法人への人的関与が必要である。
- 対象役員は、社長を補佐する常勤役員として、法人の方針決定に大きく関わるとともに、それを具体化するために社員をマネジメントする重要な立場にある。収益が落ち込む中、引き続き、経営方針への関与、経営計画の確実な実施をはじめ安定した経営を行っていく必要がある。
- さらに、26年度の大幅な減収を受け、30年度までの指定管理期間における収支バランスを改善する必要があることから、府関係者が、府との関連に留意しつつ、府と法人との調整役としての役割と、府意思を十分反映した社内合意形成と経営戦略の策定、実施を行うことが必要であり、そうした役割を引き続き期待するためには府関係者の就任が不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(公財)大阪府保健医療財団					
法人所管課	健康医療部 保健医療室 健康づくり課					
設立年月日	昭和40年7月26日					
役員数	常勤	1	うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
			その他			1名
	非常勤	10名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)	160名		うち府派遣	7名	うち府退職者	5名
主な事業概要	○大阪がん循環器病予防センターの設置、管理及び運営 ○がん・循環器病の予防に関する知識の啓発普及及び保健医療情報の提供 ○医学医術の研究、助成並びに医師及び医療従事者の教育、研修 ○大阪府立中河内救命救急センターに係る受託事業の運営					
対象役員	理事長(非常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	3回	うち臨時的に開催したもの	0回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 or <input type="radio"/> 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	所長会議	理事長、がん循環器病予防センター所長、中河内救命救急センター所長、事務局長、主幹		月1回、随時		
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「大阪がん循環器病予防センター」において、府からの受託事業である、市町村等の実施するがん検診及び特定健診・特定保健指導の技術水準の維持向上に向けて、市町村及び地域医療機関に対し必要な支援を行う「精度管理センター」機能の重点化</li> <li>○ 中河内救命救急Cの運営形態のあり方について、東大阪市・東大阪市立総合病院と府との協議の動向を踏まえながら、引き続き、職員確保や内部調整等に対応</li> </ul> <p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人代表者として、法人全体のマネジメント(事業推進、対外交渉、人事など)</li> <li>○ 中期経営計画に関する大阪府との調整及び意思形成の具体化</li> <li>○ 府施策を法人事業として実行していくために、出えん団体をはじめとする関係保健医療団体等との合意形成</li> <li>○ 府施策の方向性を踏まえつつ、医療機関・検診機関としての責務を果たすために、施設長をはじめとする幹部医師への専門的指導・助言</li> </ul> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 府方針に基づき、法人統合、公の施設廃止、がん予防検診部門と循環器病予防部門の事業統合の動きを踏まえ、大阪府と協議の上、平成24年度から28年度までを計画期間とする「中期経営計画」を策定した。                  現在、本計画を着実に実行し、法人経営の自立化を図りながら、これまで培った実績、技術、関係機関との信頼関係を最大限に生かし、府のパートナーとして各種調整を行い事業を展開している</li> <li>○ 府の動向を踏まえながら、財団としてもプロパー職員の意見を取りまとめつつ、府と各種調整を行いながら、府内の救急体制の低下を来すことがないよう、中河内救命救急センターの管理運営受託等について円滑に対応している</li> </ul>						



【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 平成24年度から運営開始した「大阪がん循環器病予防センター」において、府からの受託事業として、市町村等の実施するがん検診の技術水準の維持向上に向けて、市町村及び地域医療機関に対し必要な支援を行う「精度管理センター」機能に重点化して取り組んでいく。また、我が国として大きな課題である国民の健康増進・医療費適正化を図るため、効果的・効率的な健康医療・保健事業の実施に向けて、市町村や医療保険者等と連携しながら、健診・レセプト情報等のデータ収集・分析等による地域診断業務の実施について、府の意向を踏まえつつ検討していく。
- 中河内救命救急Cの運営形態のあり方について、東大阪市・東大阪市立総合病院と府との協議の動向を踏まえながら、引き続き、職員確保や内部調整等に対応

【上記課題に対する対応方針等】

- 中期経営画を着実に実行し、法人経営の自立化を図りながら、これまで培った実績、技術、関係機関との信頼関係を最大限に生かし、府のパートナーとして各種調整を行い事業を展開していく。  
地域診断業務については、国の動向や市町村・医療保険者等の意見も踏まえ、府と調整を行いながら事業可能性の検討等を行う。
- 府の動向を踏まえながら、財団としてもプロパー職員の意見を取りまとめつつ、府と各種調整を行いながら、府内の救急体制の低下を来すことがないように、中河内救命救急センターの管理運営受託等について円滑に対応していく

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人代表者として、法人全体のマネジメント（事業推進、対外交渉、人事など）
  - ・ 事業推進にあたり、毎月開催する所長会議、事務長会議、がん循環器病予防センター運営会議等において、報告を受けるとともに、対応につき指示等を行う（各会議とも年11回）。他に、経営改善に向け、幹部職員を対象とした会議において、法人代表者としての方針を示している。
  - ・ トップセールスとして、受診団体の開拓を行う。（27年度：4件契約）
  - ・ 医師の確保のため、阪大医学部教授等に紹介の依頼を行う。（乳腺担当医師、救命救急担当医師につき紹介を依頼）
- 中期経営計画に関する大阪府との調整及び意思形成の具体化
  - ・ 中期経営計画の策定にあたっては、がん検診の精度管理や受診率の向上、循環器病予防事業の推進等、府からの事業補助、事業委託が大きくなるため、府との方針にかかる協議を踏まえ、法人代表者として取りまとめている。
- 府施策を法人事業として実行していくために、出えん団体をはじめとする関係保健医療団体等との合意形成
  - ・ 大阪府、大阪府医師会等に対し、理事会、評議員会の議案等について事前説明を行い、円滑な合意形成に努める。（理事会・評議員会は年各2回、その他、理事・評議員等人事にかかる調整は随時）
  - ・ 大阪府、大阪市、大阪府医師会等で構成する「がん予防キャンペーン大阪実行委員会」の代表者として、事業の円滑な実施を図る。（実行委員会の開催、講演会のあいさつ・講師、関係者の対応）
- 府施策の方向性を踏まえつつ、医療機関・検診機関としての責務を果たすために、施設長をはじめとする幹部医師への専門的指導・助言
  - ・ 所長会議、事務長会議、運営委員会等において、新規の取り組みや法人の経営改善の観点から、指導・助言を行っている。（がん循環器病予防センターの正味財産増減額の改善に向けた新規事業と経費削減に向けた指導・助言、中河内救命救急センターの平均在院日数の改善に向けた指導・助言、SPD導入など
  - ・ 府から依頼のあった事業に関しては、事業の優先順位の観点から積極的に対応するよう指導・助言している。（地域医療構想策定にかかるNDBデータ分析、府民栄養調査など）

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 大阪府の健康づくりの重点施策である「がん対策」と「循環器病対策」の拠点施設として大阪がん循環器病予防センターを運営していくためには、府の保健医療行政に精通し、府の意向を踏まえて施設長を専門的観点から指導していく必要がある。  
また、当センターの事業を遂行していくためには、当財団へ出えんする医療関係団体と連携・調整を行いながら、各地域の保健医療団体や大学の公衆衛生セクション等との対応を行っていく必要がある。  
さらに、府民の健康増進と医療費適正化等を進めることを目的とする地域診断業務の事業化については、国・府・市町村の保健医療行政の現状や課題を踏まえつつ、幅広い視点から、府と密接に調整しながら事業の方向性や内容などにかかる検討を進めていく必要がある。  
このようなことから、理事長については、府の保健医療行政に精通し、かつ相応のポストを経験した医師である必要がある。
- 中河内救命救急Cの運営形態のあり方を検討していかなければならない状況において、府の意向を踏まえ、医療関係機関との外部調整や、職員雇用等の内部調整に対応し、府方針を着実に達成するためには、府の保健医療行政に精通し、かつ相応のポストを経験した府医師でなければ困難である。
- これまで、府の方針に基づき、府立千里救命救急センターの委託替え（H16年3月）、府立千里看護専門学校の廃止（H18年3月）、（財）大阪がん予防検診センターとの法人統合（H22年4月）、府立健康科学センターの「公の施設」廃止（H24年3月）に取り組んできた。また現在、中河内救命救急センターの東大阪市への指定管理替えに向けた協議を行っているが、これらは、府の保健医療行政の推進にあたり、行政が進める施策と相俟って臨機応変な事業展開を図れる組織として設立され、そのトップが、大阪府の方針を踏まえて対応することができる府関係者であったことが大きい。  
今後においても、財団が、事業の優先順位を府施策の立場に立って決定・実施することにより府の施策に寄与していくためには、理事長については、府の保健医療行政に精通し、かつ、相応のポストを経験した医師でなければ困難である。
- 医師の確保にあたっては、どの病院とも苦労しており、大学医学部に紹介を依頼しているのが現状である。財団においても、乳腺科医師の確保にあたり大阪大学医学部等に紹介を依頼しているが、確保できていない。このような現状のもとで、理事長に求められる専門的知識はもとより、幅広い見識を有し、関係保健医療団体や大学の公衆衛生セクション等との合意形成、施設長をはじめとする幹部医師への専門的指導・助言等が行い得る医師の確保を公募で行うことは至難のことと言わざるを得ない。このような観点からも、理事長については、府の保健医療行政に精通し、かつ、相応のポストを経験した医師である必要がある。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(公財)大阪産業振興機構					
法人所管課	商工労働部中小企業支援室経営支援課					
設立年月日	昭和59年7月10日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	名	うち府退職者	1名
			その他			2名
	非常勤	6名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)	64名		うち府派遣	名	うち府退職者	8名
主な事業概要	○取引振興事業(府内中小企業の取引機会の拡大を支援) ○国際ビジネス支援事業(府内中小企業の海外販路開拓を支援) ○設備貸与事業(府内小規模事業者等の設備導入を支援) ○施設運営管理事業(マイドームおおさかの運営管理)					
対象役員	理事長					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	4回	うち臨時的に開催したもの	2回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員(7名)		原則、年1回	

【前回見直し時における法人の課題等】

- 販路開拓支援のさらなる充実強化
- 府関連事業(資金支援事業)の終期到来及び設備貸与事業の廃止・見直しへの対応
- 収益事業(マイドームおおさか)の収益性向上による経営(財務)基盤の強化
- 府市統合本部会議で方針決定された(公財)大阪市都市型産業振興センターとの統合の実現と法人統合後の円滑な業務推進

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 理事長(常勤)：法人の代表理事として法人の業務(下記)を総括。
  - ・ 法人の経営方針・主要事業実施等の決定
  - ・ 業務運営に関する重要又は異例な事項に係る指導・指示
  - ・ 経済団体、商工団体、全国の中小企業支援法人等との連携・協議
  - ・ 法人業務の国内外トッププロモーション
  - ・ 危機管理(マイドームおおさか、情報管理等)
  - ・ 府施策との連携に係る調整役(現場の実態等を踏まえた府への提案や内容の調整等)
  - ・ (公財)大阪市都市型産業振興センターとの統合に関すること

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 販路開拓支援の充実強化  
公益財団法人移行(平成24年4月)後に創設した支援事業(マイドームビジネスファースト、オープンイノベーション事業等)の定着・拡大等に着実に取り組むなど、下請取引あっせん等の個別マッチング事業や広域個別商談会等展示商談会の総合展開によって、支援実績は堅調に推移。
- 府関連事業の終期到来への対応  
事業の円滑な収束に向けて、事業借入金の償還財源を確保し、金融新戦略事業等の償還期日到来分については全額を償還。債権管理・回収等の業務についても適切に実施。
- 設備貸与事業の見直しへの対応  
平成27年度開始の新制度について、従来の事業規模(20億円)を確保するとともに、新たなスキームである商工会・商工会議所との連携については、平成27年8月から商工会・商工会議所経由申込方式を導入するなど、連携強化の取り組みに着手。
- 収益事業の収益性向上への対応  
都市間・施設間競争が激化する中、首都圏営業をはじめとする積極的な営業活動等によって、平成26年度の経常収支は3年ぶりに黒字化を達成、平成27年度も黒字の見込み。また、平成27年度の展示場稼働率は同業界においてほぼ上限と言われている65%を超過。
- 法人統合への対応  
両法人及び府市で構成する「連携推進会議」等による協議・調整に努めたが、当初目標とされた平成27年4月の統合には至っていない。そうした中であっても、平成25年度以降、(公財)大阪市都市型産業振興センターと共催し「機能性コネクティングフェア」等の展示商談会を継続的に実施するなど法人間の事業連携を推進中。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 販路開拓支援をはじめとする公益事業の充実・強化
- 府関連事業（資金支援事業（時限付））の円滑な収束
- 収益事業（マイドームおおさか）の収益性の維持・安定（経営（財務）基盤の安定による法人自立化）
- （公財）大阪市都市型産業振興センターとの統合

【上記課題に対する対応方針等】

- 公益事業の充実・強化
  - ・ 販路開拓支援： 効果的な支援サービスの提供に向けて、事業間（法人内）及び外部支援機関等との一層の連携強化に取り組む。
  - ・ 国際ビジネス支援： 総合的な窓口機能の強化に向けて、地域展開（出張相談等）や支援メニューの相互活用など他機関との一層の連携強化に取り組む。
  - ・ 設備貸与： 制度の利用促進に継続的に取り組むとともに、新制度（27年度～）に採り入れられた商工会・商工会議所との連携を推進していく。
- 府関連事業の円滑な収束
  - 借入金の確実な償還、適切な債権管理など全事業の収束に向けて取り組むとともに、後継事業（地域創造ファンド等）の実施については府と連携し検討していく。
- 収益事業の収益性の維持・安定
  - 収益力の維持・安定に向けて、これまでの取組み（首都圏営業、情報発信、CS向上等）を継続・強化するとともに、稼働率向上に伴う新たな課題（空室・空時間対応、連続使用困難化等）に対し、特に閑散期・低利用施設の顧客確保に取り組む。
- 法人統合
  - 府・市における議論等を踏まえ、法人間の協議を進めるなど適時対応していくとともに、引き続き、（公財）大阪市都市型産業振興センターと効果的な連携事業を展開していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 理事長（常勤）： 前同様（法人の代表理事として法人の業務を総括）。～以下職務内容例
  - ・ 公益事業について、その財源となる収益事業収支とのバランスを図りつつ、府政策との協調・連携による補助事業・自主事業の総合展開を判断・指示（→実績：事業実績は堅調に推移。経営目標を概ね達成）
  - ・ 法人財務基盤を支える収益事業の収益性維持・安定のための収支改善の取組みについて判断・指示（→実績：収支赤字の早期脱却を実現）
  - ・ 府関連事業やCMS運営にかかる適正な資金運用について判断・指示（→実績：借入金の期日償還等）
  - ・ （公財）大阪市都市型産業振興センターとの統合について、法人間はもとより、行政経験を活かし、府・市と必要な協議調整を行う。（→実績：統合前において両法人による効果的な連携事業の実施を実現）等

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 当法人は、大阪府との政策的・財政的関わりが深く、法人設立以来、府の中小企業政策と連携・協調し事業を展開してきた。このため、当法人の理事長は、地域特性や、とりわけ府政への十分な理解度を有していることが求められる。  
また、CMS事業のほか、多額の公金を投入した府関連事業において、借入金の確実な償還、適切な債権管理など、公正公平な立場での資金管理能力（公金管理意識）が求められ、これら事業の円滑な収束を図るとともに、後継事業（地域創造ファンド等）の実施についても、府の政策との協調を見据え、検討していく必要がある。
- こうしたことから、府政経験者が役員に就任してきたところであり、今後とも府との良好な協調関係・相互補完関係を維持し、公益財団法人として、効果的な中小企業支援サービスを提供していくため、引き続き、府関係者が理事長に就任することが望ましい。
  - ◇府関係法人の統合の経緯  
昭和59年7月、都心型の大規模展示場（マイドームおおさか）の建設・運営主体として（財）大阪中央地場産業振興センターを設立。その後、府内産業振興を目的とする法人と累次の統合（元々の法人数5→1）を経て、平成13年4月、（財）大阪産業振興機構に名称変更。平成20年8月には（社）大阪国際ビジネス振興協会と統合。平成24年4月に公益財団法人となる。統合してきた法人はいずれも府の中小企業施策の実施主体として設立され、現在の公益事業（販路開拓支援等）を担っていた法人である。
  - ◇府の実質的な出捐比率  
基本財産における府の出捐比率は0.6%（1,500万円/存続法人である（財）大阪中央地場産業振興センター分）であるものの、上記法人統合による府の実質的な出捐比率は83.5%（19億5,600万円）に上る。
  - ◇府施策との連携・協調  
ものづくりビジネスセンター大阪（MOBI0）の協働運営、府上海事務所の運営管理・府と連携した進出企業等サポート、府関連事業（資金支援）の実施 など
- 法人統合（当法人と（公財）大阪市都市型産業振興センター）に関しては大阪府・大阪市の重要な行政課題の1つである。理事長は統合に向けた協議・調整に留まらず、統合後の効率的・効果的な法人運営と利用者サービスの向上に向けて、法人間はもとより、法人内部、関係団体、地域産業政策を担う大阪府・大阪市との高度な調整能力が必要不可欠である。
- これらのことを総合的に勘案すれば、当法人理事長には現行通り府退職者が就任する必要がある。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団					
法人所管課	成長産業振興室ライフサイエンス産業課					
設立年月日	平成2年7月31日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	名	うち府退職者	1名
			その他			名
	非常勤	12名	うち府派遣	名	うち府退職者	名
職員数（常勤）		13名	うち府派遣	名	うち府退職者	2名
主な事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成事業（千里ライフサイエンスセミナー、新適塾、技術講習会等）</li> <li>・研究助成事業（寄付金等の活用による奨励研究助成）</li> <li>・普及・啓発事業（市民公開講座、財団ニュースの発行等）</li> <li>・実用化支援事業（地域イノベーション戦略支援プログラム、産と学をつなぐ「SENRIの会」等）</li> </ul>					
対象役員	専務理事（常勤）					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績(見込)	2回	うち臨時的に開催したもの		回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有 or 無					
（有の場合）	機関（会議）名	構成員		開催頻度		
	評議員会	※別紙参照		年2回程度		
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>①若手研究者育成の更なる推進                  ②広報活動の強化                  ③経営基盤の強化</p> <p>【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・唯一の常務執行役員として事務局長を兼務。科学者である理事長（非常勤）を補佐（実務・経営面で代行）し、<u>事業全般、経営、財務全般</u>について企画・執行管理</li> <li>・製薬企業や大学、行政機関との具体的な事項に関する調整</li> <li>・多様な経験を活かして、主に一般向け（市民、生徒対象その他普及啓発）事業や広報に関し企画・実務</li> </ul> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <p>①若手研究者育成の更なる推進                  →新適塾（若手研究人材育成事業）について、外部委員からなる企画委員会において研究者の関心の高いテーマ設定につとめた結果、高い参加者満足度の維持、参加者数の拡大につながっている。</p> <p>②広報活動の強化                  →ライフサイエンスの重要性、知識の普及を進めるために、法人の取組み成果の効果的な発信につとめた。</p> <p>③経営基盤の強化                  →寄付金など外部資金の獲得や、コスト縮減に向けた取り組みを進めた。</p>						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】  
※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ①経営基盤の強化
- ②広報活動の強化

【上記課題に対する対応方針等】

①経営基盤の強化

→財源が基本財産等の運用益に限られており、現状では低金利水準の厳しい運用環境の中での財産運用となっている。安定的な資産運用を前提とした「資産運用規程」に基づく厳格な運用が求められていることを踏まえ、適正かつ効率的な資産運用や、寄付金をはじめ外部資金の獲得、コスト縮減に向けた取り組みを進める

②広報活動の強化

→「フェイスブック」や「ツイッター」など、SNSの活用を含め法人の取り組みの発信につとめ、法人の「知の交流拠点」としての認知度アップをめざす

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○専務理事（常勤）

- ・唯一の常勤執行役員として事務局長を兼務。科学者である理事長（非常勤）を補佐（実務・経営面で代行）し、事業全般、経営・財務全般について企画・執行管理。特に経営面では、財団の主な収益となる基本財産等の運用益を上げられるよう金融機関等と調整。
- ・製薬企業や大学、行政機関との具体的事項に関する調整。具体的には、採択されている国プログラム「地域イノベーション戦略支援プログラム」に関し文科省や大阪大学との調整を行い、プログラムを円滑な実施のために相応の役割を果たしている。後継プログラムに関しても、獲得に向けて関係機関への働きかけなどを行っているところ。
- ・多様な経験を活かして、主に一般向け（市民、生徒対象その他普及啓発）事業や広報に関し企画・実務

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・理事長は、決裁や財団主催・共催事業など、必要の都度、その職務を務めているが、日常的に財団を代表して利害関係者（製薬企業役員や大学教授等社会的にトップレベルの方々）との対外折衝や産学官の調整等を行うためには、中立的な立場で大所高所から府全域を見渡すことのできる常勤役員を置く必要がある
  - ・理事12名のうち11名は非常勤（理事長以外は無報酬）であり、その本務は大学教授、病院・研究機関の長、製薬企業役員であるため、上記役員の任を担うことは困難である
  - ・府は財団設立時（H2）に10億円を出捐しており、その設立経緯から考えても現在の課題である経営基盤の強化に関して責任を果たす必要がある。また、府バイオ戦略を着実に推進するためにも、総合調整機能とワンストップ機能を担うライフサイエンス産業課と、ライフサイエンス分野に関する高度・専門的な知見と人的ネットワークに強みを有する財団が車の両輪として、連携していくことが不可欠である
  - ・財団が旗振り役となって地域として共同提案し、採択された「地域イノベーション戦略支援プログラム」は平成28年度で終了となり、今後、本プログラムの後継となる競争的資金獲得を図る上で、重要な役割を有する
- ⇒以上の理由から、府出身の常勤役員を措置する必要がある。

<役割>



- ・財団の方向性等、重大な経営判断
- ・理事会などへの出席
- ・科学者の視点から研究促進の企画、進捗管理を指導、助言 など

（専務理事）

- ・理事長の補佐（実務、経営面で代行）し、日常的な経営判断
- ・関係機関（大阪府、神戸市、阪大等）トップとの調整 など

（事務局長）

- ・中期計画に基づく年度毎の事業の進捗管理
- ・実務運営上の責任者

- ・実務面での調整事務 など

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪信用保証協会					
法人所管課	商工労働部中小企業支援室金融課					
設立年月日	昭和23年10月26日					
役員数	常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
			その他(前府保証協会検査室長兼ソフトウェア室長他)		3名	
	非常勤	16名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
職員数(常勤)	446名(定年再雇用者等含む)		うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
主な事業概要	大阪府内の中小企業者等に対する信用保証業務					
対象役員	役員ポスト(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	理事会4回	うち臨時的に開催したもの	2回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	常任理事会		常勤役員		原則、毎週1回	

【前回見直し時における法人の課題等】

- ・100%保証の緊急保証制度が終了し、東日本大震災復興特別保証制度の利用も僅少となる中、責任共有制度下での保証債務残高の減少(保証料収入の減少)が懸念される。
- ・近時の景気動向は上向きであるものの、自律的な景気回復は海外経済との関係等を含め依然不透明である。また、金融円滑化法が終了し1年が経過し、企業の倒産動向も減少しているが、依然として代位弁済の増加が懸念される。

【前回見直し時の対象役員の職務】

- ・理事長を補佐し、協会の業務に関すること。
- ・常勤理事で構成する常任理事会の主力メンバーとして、高度な経営判断の決定に関すること。
- ・関係部署の管理並びに国・大阪府・金融機関など関係機関との協議・調整に関すること。
- ・府市信用保証協会の合併後の円滑な業務運営に関すること。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- ・経営の安定化に向けて、引き続き、責任共有制度の担い手である金融機関や商工会議所等の地域の支援機関との連携強化に努め、適正保証を推進していくとともに、保証債務の劣化防止と代位弁済抑制の観点から期中支援の充実、さらに代位弁済に係る回収強化の取組みを行っている。
- また、大阪市信用保証協会と合併することにより、経営基盤の強化を図るとともに、商工会議所・大阪産業創造館等と連携し創業支援セミナーや専門家派遣、ビジネスマッチング事業などに取り組むなど、創業・経営支援の充実に努めている。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・平成20年10月から平成23年3月に実施した緊急保証制度（100%保証）により保証債務残高が、急激に増加したが、その後の約定返済の進行及び新規保証承諾の減少により、年々保証債務残高は減少している。今後もその傾向が続くと経営への影響（保証料収入の減少）が懸念される。
- ・近時の景気動向は上向きであり、企業の倒産動向も減少しているものの、延滞事故報告受付も一定数あることから、依然として代位弁済の増加が懸念される。
- ・また、現在、国において、信用補完制度の見直しが検討されており、その結果によっては、中小企業に対する円滑な資金供給や協会の経営に支障が生じることが懸念される。

【上記課題に対する対応方針等】

- ・平成26年5月、市協会と合併し、大阪で唯一の保証協会となったことを踏まえ、経営基盤の強化を図るとともに、責任共有制度の担い手である金融機関や商工会議所等の地域の支援機関との連携強化に努め、適正保証を推進していく。また、保証債務の劣化防止と代位弁済抑制の観点から、モニタリング態勢の強化等による期中支援の充実、さらにサービサーの積極的活用等による回収強化の取組みを進める。
- ・信用補完制度の見直しについては、多大な影響が考えられることから、その動向について注視していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・理事長を補佐し、協会の業務に関すること。
- ・常勤理事で構成する常任理事会の主力メンバーとして、高度な経営判断の決定に関すること。  
適正保証の推進、安定的な資金供給、創業支援の拡充、顧客サービス向上などに引き続き取り組む。  
現在、国の中小企業政策審議会において、信用補完制度のあり方が検討されており、中小企業者や大阪府の立場も踏まえて、国や審議会委員、他協会と意見交換を実施。
- ・関係部署の管理並びに国・大阪府・支援機関など関係機関との協議・調整に関すること。  
大阪産業創造館や大阪商工会議所、大阪府立大学などとの連携強化に取り組む。昨年度は関係機関との連携のもと、ビジネスフェアの開催や創業支援を行った。今年度も継続し、さらに中小企業支援に向けて、府関係法人（公益財団法人大阪府産業振興機構など）との連携を推進する。
- ・府市信用保証協会の合併後の円滑な業務運営に関すること。  
府市協会職員の融和に努めた。また、平成27年8月に旧大阪市信用保証協会システムをORBITコンピュータシステムへ移行、平成29年度中のシステム完全統合へ向けて、引き続き作業を進めていく。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・府は保証協会の基本財産の約30%（約345億円）を出捐しているとともに、府の中小企業施策の根幹をなす制度融資の運営にあたり損失補償金（H26年度・約43億円）を交付するなど財政的・政策的にも関わりが極めて深い。
- ・府内中小企業者への円滑な資金供給を実現するためには、府と保証協会が緊密なコミュニケーションをとりながら、両者が良好な協調関係を維持し、一体となって地域金融政策を推進していくことが必要不可欠であり、地域特性や府の政策的意図を十分に理解した上で、制度融資の創設・運営、企業個々の事情や特性に応じた弾力的な審査を実行することが希求されることから、府政経験者が協会の理事に就任する意義は極めて大きい。
- ・また、保証協会は、申込企業や取扱金融機関を通じて利用企業の財務状況等企業情報を入手し管理しているが、特定金融機関出身者が常勤役員となった場合、利用者や金融機関から見て情報管理の公平性・信頼性に疑念を持たれる可能性がありコンプライアンス上問題が生じる恐れがある。
- ・こうしたことから、引き続き府の財政的・政策的な関わりが深い状況下においては、今後も継続して『常勤役員ポスト』に府の関係者の就任が必要である。



指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(公財)西成労働福祉センター					
法人所管課	商工労働部雇用推進室労政課					
設立年月日	昭和37年9月21日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
			その他		0名	
	非常勤	10名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)	34.5名		うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
主な事業概要	あいりん地域の日雇労働者に対する ○無料の職業紹介事業 ○労災相談などの労働福祉事業 ○技能講習事業(国から受託) ○あいりん労働福祉センターの施設管理事業					
対象役員	代表理事(非常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	14回	うち臨時的に開催したもの	8回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	幹部会		代表理事、業務執行理事兼事務局長、事務局次長、事務局次長兼管理室長、総務課長、紹介課長、労働福祉課長		週1回、毎週火曜日	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法人は、高度成長期に地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、日雇労働者の労働福祉向上と地域における治安の安定のための機能を果たす必要がある。</li> <li>●あいりん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、行政が直接実施することが困難である労働対策について、財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。</li> <li>●あいりん対策は、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。</li> <li>○日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化などあいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化に対応した法人の事業のあり方検討を踏まえた改善を図るとともに、次期「中期運営方針」に反映させていく必要がある。</li> <li>○大阪市は生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策など特に有効な施策を優遇的に行う「西成特区構想」を検討している状況において、この特区構想の中であいりん総合センターのあり方が検討されており、法人の事業のあり方に大きく影響するため、法人の役割を踏まえ特区構想における連携を検討する必要がある。</li> <li>○法人の活動拠点であるあいりん総合センターは耐震基準を満たしておらず、早期の耐震化が必要とされており、耐震化に対応した事業のあり方を検討する必要がある。</li> </ul> <p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日雇労働を取り巻く社会環境の変化や地域の不測事案に対応し、センターの運営管理に留まらず、関係機関との連携により、あいりん対策全般の行政的対応を踏まえ、現地法人としての総合的な意思決定を行った。また、法人職員に対する理事者の代表としての方針決定を適切に行った。</li> </ul> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○前回見直し時における法人の課題等に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、現在も変わるものでなく、この間、日雇労働者に対する継続的な支援を適切に実施している。なお、法人及び行政機関に対する抗議行動は起こっていない。</li> <li>○平成28年度から平成32年度を計画期間とする新「中期運営方針」の策定作業を完了した(平成28年3月15日審議会)。</li> </ul>						

○国、府、市、周辺住民及び関係団体等で構成されている「あいりん地域まちづくり会議」（事務局：西成区役所）における、あいりん総合センター建物の耐震化手法の検討に併せて、今後の西成労働福祉センター機能・事業のあり方を検討している。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、高度成長期に地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、日雇労働者の労働福祉向上と地域における治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいりん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、行政が直接実施することが困難である労働対策について、財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいりん対策は、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化などあいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえ、「中期運営方針」（H28～H32）に掲げた目標を達成していく必要がある。
- 大阪市は生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策など特に有効な施策を優遇的に行う「西成特区構想」を検討している状況において、この特区構想の中であいりん総合センターのあり方が検討されており、法人の事業のあり方に大きく影響する。法人の役割・ミッションを踏まえ特区構想における連携を検討する必要がある。
- 法人の活動拠点であるあいりん総合センターは耐震基準を満たしておらず、早期の耐震化が必要である。現在、耐震化手法等について「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている議論を踏まえて、今後の西成労働福祉センター事業のあり方を検討する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 上記課題に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、これまでどおり対応していく。
- 日雇労働市場の変容等の外部要因の変化、及び、職業紹介手法等におけるコンプライアンス確保を踏まえ、法人の事業のあり方を検討・改善し、関係機関と調整を行ったうえで、進捗管理をおこなっていく。
- 「中期運営方針」に掲げた目標達成につとめつつ、「西成特区構想」や耐震化等の動きに応じて柔軟な事業の進捗管理を行い、環境変化に応じて「中期運営方針」の見直し等の必要性の検討を行っていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

○日雇労働を取り巻く社会環境の変化や地域の不測事案に対応し、公益財団法人としてのセンターの運営管理に留まらず、あいりん地域の行政機関や関係団体との連携により、あいりん対策全般の行政的対応を踏まえて、同地域労働者の雇用の安定・確保を担う主要な現地法人としての総合的な意思決定を行う。また、法人職員に対する理事者の代表としての方針決定を適切に行う。

〔成果〕

- 法人のキャッチフレーズ「応援しまっせ、あなたのやる気」を設定して職員の指揮向上を図るなど、施設・事業のイメージ新を達成した。
- 職業紹介事業と施設管理事業の両事業間における法人の一体化に向けて、従来の慣行の見直しを指示し具体的成果を実現した。
- 平成28年度から平成32年度にわたる新中期運営方針及び経営目標の策定において法人本来のミッションに直結した内容、及び、高いレベルの成果目標設定を指示した。
- 施設の安全対策を重点課題に置き、シャッター及び天井・壁面の打音調査などの早急な実施を指示した。
- あいりん地域においても、施設の美観に配慮した取り組みを行うよう指示した。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 同法人は、府が担うべきあいりん地域の日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たす行政機関に等しい団体である。
- あいりん地域の労働対策は、治安確保や福祉との連携が重要であり、大阪府が国、府警本部、大阪市と緊密に連携して取組むことが不可欠であることから、法人が地域対策の現地における拠点となり、関係機関の施策との整合性を確保し、行政施策（国、府、市等）を熟知したマネジメントを発揮することで、あいりん地域対策が機能している。
- 法人が抱える課題対応については、法人運営のみに捉われた対応ではあいりん対策としては不十分な判断となり地域の安定を損ねる。高度な行政経験により培われた高所的判断に基づく対応こそ、地域対策に求められることから、府関係者の就任が必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(公財)西成労働福祉センター					
法人所管課	商工労働部雇用推進室労政課					
設立年月日	昭和37年9月21日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
			その他			0名
	非常勤	10名	うち府派遣	1名	うち府退職者	1名
職員数(常勤)	34.5名		うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
主な事業概要	あいりん地域の日雇労働者に対する ○無料の職業紹介事業 ○労災相談などの労働福祉事業 ○技能講習事業(国から受託) ○あいりん労働福祉センターの施設管理事業					
対象役員	業務執行理事(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	14回	うち臨時的に開催したもの	8回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	幹部会		代表理事、業務執行理事兼事務局長、事務局次長、事務局次長兼管理室長、総務課長、紹介課長、労働福祉課長		週1回、毎週火曜日	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法人は、高度成長期に地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、日雇労働者の労働福祉向上と地域における治安の安定のための機能を果たす必要がある。</li> <li>●あいりん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、行政が直接実施することが困難である労働対策について、財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。</li> <li>●あいりん対策は、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。</li> <li>○日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化などあいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化に対応した法人の事業のあり方検討を踏まえた改善を図るとともに、次期「中期運営方針」に反映させていく必要がある。</li> <li>○大阪市は生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策など特に有効な施策を優遇的に行う「西成特区構想」を検討している状況において、この特区構想の中であいりん総合センターのあり方が検討されており、法人の事業のあり方に大きく影響するため、法人の役割を踏まえ特区構想における連携を検討する必要がある。</li> <li>○法人の活動拠点であるあいりん総合センターは耐震基準を満たしておらず、早期の耐震化が必要とされており、耐震化に対応した事業のあり方を検討する必要がある。</li> </ul>						

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 実質的運営を担当する事務局長を兼務し、大阪府の日雇労働者施策との整合を確保し、地域の変化に適宜・的確に対応できる事業を職員に浸透させる役割を担った。また、法人の事業が地域労働者の拠り所であるため、地域の各団体の要望や意見への対応にあたった。
- 法人は地域の日雇労働対策の要であることから、大阪府、大阪市、労働団体等により構成されている大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の会長職を務め、地域対策のリーダー的役割を果たした。
- 「中期運営方針」（H28～H32）の策定にあたり、法人内部において検討を主導、実務作業を指揮しつつ、大阪府との調整を行った。
- 国、府、市、周辺住民及び関係団体等で構成されている「あいりん地域まちづくり会議」（事務局：西成区役所）及び「労働施設検討会議」（事務局：国、府）に委員として参画しつつ、あいりん総合センター建物の耐震化手法の検討に併せて、今後の西成労働福祉センター機能・事業のあり方議論を主導した。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 前回見直し時における法人の課題等に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、現在も変わるものでなく、この間、日雇労働者に対する継続的な支援を適切に実施している。なお、法人及び行政機関に対する抗議行動は起こっていない。
- 平成28年度から平成32年度を計画期間とする新「中期運営方針」の策定作業を完了した（平成28年3月15日審議会）。
- 国、府、市、周辺住民及び関係団体等で構成されている「あいりん地域まちづくり会議」（事務局：西成区役所）及び「労働施設検討会議」（事務局：国、府）における、あいりん総合センター建物の耐震化手法の検討に併せて、今後の西成労働福祉センター機能・事業のあり方を検討している。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 法人は、高度成長期に地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、日雇労働者の労働福祉向上と地域における治安の安定のための機能を果たす必要がある。
- あいらん地域の労働者が、行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、行政が直接実施することが困難である労働対策について、財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。
- あいらん対策は、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。
- 日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化などあいらん地域の労働者を取り巻く環境の変化への対応及びコンプライアンスに十分配慮した法人の事業のあり方検討を踏まえながら「中期運営方針」（H28～H32）に掲げた目標を達成する必要がある。
- 大阪市は生活保護、少子高齢化など多様な課題に対し、生活保護受給者の就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策など特に有効な施策を優遇的に行う「西成特区構想」を検討している状況において、この特区構想の中であいらん総合センターのあり方が検討されており、法人の事業のあり方に大きく影響するため、法人の役割を踏まえ特区構想における連携を検討する必要がある。
- 法人の活動拠点であるあいらん総合センターは耐震基準を満たしておらず、早期の耐震化が必要である。現在、耐震化手法等について「あいらん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」における議論を踏まえて、今後の西成労働福祉センター事業のあり方を検討する必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 上記課題に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、これまでどおり対応していく。
- 「西成特区構想」や耐震化、日雇労働市場の変容等の外部要因の変化、及び、職業紹介手法等におけるコンプライアンス確保を踏まえ、法人の事業のあり方検討を主導し、必要な改善作業を指揮監督する。
- 「中期運営方針」に掲げた目標達成に向けた事業の進捗管理を行い、耐震化等の外部要因の変化の影響により「中期運営方針」の見直し等の必要性が生じた場合には、法人のミッションに沿った具体的かつ現実的な提案を行う。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 実質的運営を担当する事務局長を兼務し、大阪府の日雇労働者施策との整合を確保し、地域の状況変化に適宜・的確に対応できる事業の恒常的見直し・改善をリードして職員に浸透させる。また、法人の事業が地域労働者の拠り所であるため、地域の各団体の要望や意見への対応窓口としての役割を担う。
- 法人は地域の日雇労働対策の要であることから、大阪府、大阪市、労働団体等により構成されている大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の会長職を務め、地域対策のリーダー的役割を果たす。
- 「西成特区構想」やあいらん総合センターの耐震化を踏まえ、地域の職業紹介機関としての視点から、法人の今後の事業展開を踏まえつつ、委員として参画する「労働施設検討会議」において、耐震化に伴う新施設のあり方に積極的に提言し関与していく。また、日雇労働を中心とする地域の労働関係の諸課題の調整役として、関係機関との協議にあたる。

【成果】

- 労働者に求人情報を迅速に提供し、かつ法人の関与度合いを高める取り組みである「求人の森」を開始、浸透に成功した。
- 寄り場等の掲示物の更新や塗装等の実施により、老朽化した施設の景観を一新した。
- 法人の一体化の具体的成果として、職業紹介、施設管理の両事業を担当する職員間での人事交流を初めて実現した。
- 平成28年度から平成32年度にわたる新中期運営方針の策定において積極的に議論をリードした。今後の毎年度の経営目標の設定及びその達成においては法人事業のリーダーとして目標達成にあたる。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 同法人は、府が担うべきあいりん地域の日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たす行政機関に等しい団体である。
- あいりん地域の労働対策は、治安確保や福祉との連携が重要であり、大阪府が国、府警本部、大阪市と緊密に連携して取組むことが不可欠であることから、法人が地域対策の現地における拠点となり、関係機関の施策との整合性を確保し、行政施策（国、府、市等）を熟知したマネジメントを発揮することで、あいりん地域対策が機能している。
- 地域に生じる問題は、早期に対応しなければ大きな問題に発展する事案が多く、法人は大阪府の現地実施機関として各関係機関と連携して迅速に行政的対応を行ってきた。府職員の身分を持って調整していることが各関係機関と即時に連携した対応に繋がっているため、府関係者の就任が必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	一般財団法人 大阪府みどり公社					
法人所管課	環境農林水産総務課					
設立年月日	平成24年4月1日（旧法人 昭和61年2月28日設立）					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	名	うち府退職者	1名
			その他			名
	非常勤	6名	うち府派遣	名	うち府退職者	1名
職員数（常勤）		9名	うち府派遣	3名	うち府退職者	名
主な事業概要	○ 農地関連事業：農地中間管理機構として、農地の貸借や売買を行う ○ 環境関連事業：地球温暖化対策推進法に基づく大阪府地球温暖化防止活動推進センターの運営 ○ 自然環境保全関連事業：大阪府民の森等の指定管理受託					
対象役員	理事長（常勤）					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	4回	うち臨時的に開催したもの		1回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有					
（有の場合）	機関（会議）名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員		原則、年1回	

【前回見直し時における法人の課題等】

農地保有合理化事業などの公益事業は、府施策と連携し遊休農地を解消していくためにも、引き続き実施していく必要がある。

また、収益事業である花の文化園については、収支を改善させるため利用者を増加させる取組みが必要である。

【前回見直し時の対象役員の職務】

- 法人全体のマネジメント。
- 農地関連事業をはじめとする公益事業と府施策との連携に係る調整。
- 財政基盤の安定化に向けた収益事業の拡充・強化。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 「農地保有合理化事業」については、国において、農用地の効率的な利用によって農業の生産性の向上を図ることを目的として、新たに都道府県単位の「農地中間管理機構」を設立することを核とした「農地中間管理事業」へと移行。  
みどり公社は、農地中間管理機構として知事の指定を受け、府・市町村や農業関連団体と連携し、府域における農地の集積・集約化等の取組みを展開している。
- 花の文化園の利用者数は、平成25年度は11万人あまりであったが、展示植物・植栽の充実やイベントの定着化などの取組みを進め、平成26年度以降は14万人を上回った。  
なお、花の文化園の指定管理受託は平成27年度で終了した。
- 公社全体の収支については、平成27年度末の期末正味財産額（見込み）は約9億円となっており、中期経営計画における計画値を約18,000千円上回っている。

【現在の法人の課題等】

<農地関連事業>

- 大阪府の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、みどり公社に課せられた150haの農地の集積・集約化を達成するための戦略的な取組み。

<環境関連事業>

- 大阪府の「地球温暖化対策実行計画」に掲げる『2020年度までに温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減』の達成に向けた地球温暖化防止活動推進センター機能の充実・強化。

<自然環境保全関連事業>

- 府民の森におけるナラ枯れ被害の拡大防止と、ナラ枯れ被害終息後の森づくりのあり方検討。
- 施設の経年劣化が顕著となっている府民の森各施設について、予防保全を前提にした施設の補修・修繕による快適な利用環境の確保。

<法人の安定的な運営>

- 公益目的支出計画終了後（平成44年度以降）の継続的な事業活動を前提にした法人運営。



## 【上記課題に対する対応方針等】

### ＜農地関連事業＞

- 府・市町村等との連携のもと、農地の確保・担い手の育成に努め、多様な担い手への農地の集積・集約化と遊休農地の解消及び未然防止に係る取組みを推進。

### ＜環境関連事業＞

- 温室効果ガス排出量の多い民生部門における排出抑制が課題であることから、家庭や中小事業所におけるCO<sub>2</sub>排出量削減に向けた取組みを推進。

### ＜自然環境保全関連事業＞

- ナラ枯れ被害木の伐採を進めるとともに、被害終息後の森づくり方針を策定し、府民・NPO・企業等との協働による森づくりを進める。
- 大阪府との連携のもと、計画的な施設の補修・修繕に努める。

### ＜法人の安定的な運営＞

- 平成44年度以降も安定的な事業展開ができるよう、将来の財政展望を明確にし、運営体制の効率化や新たな収益事業の獲得などに取組む。

## 【現在の対象役員の職務】

- 法人全体のマネジメント。
- 大阪府の施策と密接に関連する公社主要事業における効率的・効果的な事業執行。

### 〔成果・実績〕

農地の借入等面積：H26=16.8ha、H27=24.3ha（目標はいずれも15ha）

環境啓発事業参加人数：H26=128,249人（目標120,000人）、H27=136,534人（目標135,000人）

カーボンオフセット活用件数：H26=14件（目標10件）、H27=36件（目標15件）

府民の森利用者数：H27=1,593,000人（H25比25.2%増）

収支改善（期末正味財産残）：H27=900,141千円（計画882,365千円）

- 平成44年度以降の安定的な事業展開に向けた法人収支の長期的展望と中期的目標の確立。

## 【現在の課題等を踏まえ、今後対象役員に府関係者が就任する必要性の有無】

- 府は、平成26年度に「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、公社を『農地中間管理機構』として指定した。  
同法により役員の選任及び解任や各年度の事業計画について知事の認可が必要であるなど、同事業は府の農政施策と密接に関連する事業であり、府との緊密な連携のもとに事業を推進する必要がある。
- 府が策定した「農地中間管理事業の推進に関する基本方針（H26～H35）」において、農用地利用集積240haのうち150haを公社が担うこととされ、この2年間は目標を上回る実績をあげたところであるが、今後は、集約化が困難な農地での事業推進が必要となり、府をはじめとする関係機関との連携強化による戦略的な取組みが求められている。
- 企業等が新たに農業参入しやすくするための「参入支援事業」、都市住民が小規模な耕作地でも農業経営できる「準農家制度」、農と福祉の連携をめざす「ハートフル企業農の参入促進事業」など、大阪府が実施する取組みとも連携した事業展開を行っており、大阪の農業振興を図る上で、公社の役割と期待はこれまで以上に大きなものとなっている。
- 環境関連事業の推進にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき知事の指定を受けた『大阪府地球温暖化防止活動推進センター』として、地球温暖化対策の拠点機能を発揮し、府と密接に連携を図りながら温室効果ガス排出量削減に向けた事業を推進することが求められている。  
さらに、昨年末にCOP21において「パリ協定」（家庭部門における排出量40%削減等）が採択されたことを踏まえ、温室効果ガス排出量削減に向けた取組みを充実する必要がある。
- 公社が指定管理者となる府民の森は、人々が樹木や草花などの自然に触れることを通じて、ゆとりや癒しを実感し、府民の自然環境保全に対する理解を深めてもらう上で重要な施設であるが、近年、ナラ枯れ被害が拡大しており、来園者の安全安心を確保するためのナラ枯れ被害木の伐採や、設置後相当年数が経過し経年劣化が著しい施設の計画的な補修・修繕を府と公社が連携して取り組む必要がある。
- 準公的機関として、将来にわたって安定的な事業展開が行えるよう、収益事業の拡充も含めた安定的財政基盤の確立が求められている。
- このように、みどり公社が担う主要事業は府の事業と密接に関連していることから、事業展開にあたっては、府の政策的意図を十分に理解した上で、国・市町村との連携はもとより農業関連団体等、多方面にわたる関係機関との連携・協力のもと進める必要がある。
- 農地中間管理機構の指定により準公的機関としての役割がさらに強まるとともに、府の施策の一翼を担う公社の理事長には、引き続き、府関係者が就任することが不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター				
法人所管課	都市整備部 都市計画室				
設立年月日	昭和34年9月7日				
役員数	常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者 名
			その他		名
	非常勤	10名	うち府派遣	1名	うち府退職者 名
職員数（常勤）		23名	うち府派遣	2名	うち府退職者 8名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>(1)まちづくりコーディネート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業等支援</li> <li>・密集市街地まちづくり活動支援</li> <li>・まちづくり初動期活動支援</li> <li>・市町村道路施設点検等支援</li> </ul> <p>(2)環境共生型まちづくり事業（阪南2区埋立造成・まちづくり事業）</p> <p>○収益事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場運営事業</li> <li>・河川敷の環境保全・魅力向上事業</li> </ul>				
対象役員	理事長（常勤）				
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの		0回
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	(有) or 無				
(有の場合)	機関（会議）名	構成員		開催頻度	
	評議員会	評議員7名		年1回以上	
	課長会議	理事長、常務理事、事務局長、各部室所長、各部課長		月2回、随時	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○（一財）大阪府タウン管理財団との統合については、「平成23年度以降の早期にめざす」とされており、統合に向けた課題に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>○公益目的事業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業等支援業務については、市町村の技術者の不足等からまちづくり全体についてセンターの事業支援が必要である。</li> <li>・密集市街地まちづくり活動支援業務については、甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは喫緊の課題であり、センターの役割や取組みについて事業の再構築が必要である。</li> <li>・まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金（特定資産）が数年で不足する状態であるため、継続していくための方策を検討していく必要がある。</li> <li>・環境共生型まちづくり事業については、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業によって発生する建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。</li> </ul> <p>○まちづくりの権限が市町村に移管される中、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援体制が必要である。</p>					

- 【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】
- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
  - 中期経営計画の策定・変更に関する決定
  - 各年度の経営目標の設定
  - 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
  - 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
  - 府の出資法人改革への対応
  - 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
  - これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- タウン管理財団との統合については、タウン管理財団の資産売却状況等の経過を見ながら時期、統合するタウン管理財団の残事業、統合に向けた課題等について今後も大阪府、タウン管理財団と協議・調整を図り進めていく必要がある。
- 公益目的事業では、
  - ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図っている。  
また、拠点プロジェクトについては、今後も府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に取り組んでいる。
  - ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、府が策定した密集市街地に係る整備方針を踏まえ、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施しているところであるが、危険な密集市街地は依然として残っており現在も喫緊の課題であることに変化はない。
  - ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、継続して実施していくため要綱を改正し対象活動の絞り込みを行ったが、財源の確保方策に係る検討については課題として残っている。
  - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、府の関係部局（港湾局等）等との協議・調整を図りながら埋立免許の変更等を行い、新たに和歌山県域 奈良県域からの建設発生土を搬入することができた。  
しかし、安定的な事業の実施のため 今後も将来の埋立土量の確保のため新たな搬入の可能性の検討が現在も必要である。
- まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、市町村からの要望を受けた大阪府と協議・連携を図りながら新たに市町村道路施設点検等支援業務を開始した。現在も市町村からの各種の技術支援要請があり、その対応について府・市町村と調整を行う必要が今後もある。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- （一財）大阪府タウン管理財団との統合については、「できるだけ早い時期」とされており、引き続き統合に向けた課題に取り組む必要がある。
- 公益目的事業では、
  - ・土地区画整理事業等支援業務については、第二京阪道路等の幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの事業支援が継続して必要である。
  - ・密集市街地まちづくり活動支援業務については、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは現在も喫緊の課題であり、センターの事業支援が必要である。
  - ・住民主体のまちづくりを推進していくための、まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態になることから、継続していくための方策を検討していく必要がある。
  - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、公共事業による建設発生土の搬入が減少していく中で、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業による建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。
  - ・平成24年の中央自動車道笹子トンネル事故を契機に翌年には道路法が改正され、橋梁等の点検が義務付けられたことから、平成27年度から市町村道路施設点検等支援事業を開始した。  
この支援業務については、技術者不足等の問題を抱えた市町村の状況を踏まえ府と連携し、効果的な支援方策等を検討していく必要がある。
- まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員が不足してきている状況から、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援が必要である。

【上記課題に対する対応方針等】

- タウン管理財団との統合については、タウンの資産売却状況等の経過を見ながら時期、統合するタウンの残事業、統合に向けた課題等について大阪府、タウン管理財団と引き続き協議・調整を図り進める。
- 公益目的事業では、
  - ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて引き続き府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図る。また、拠点プロジェクトについては、府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に引き続き取り組む。
  - ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、府が策定した大阪府密集市街地整備方針を踏まえ、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、事業の推進を図る。
  - ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、財源の確保方策、新たな支援方策を含め、継続に向けたあり方を市の意見を聞く等し検討していく。
  - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、隣接府県からの搬入等について、埋立免許の変更など府の関係部局(港湾局等)等との協議・調整を図りながら引き続き検討を進める。
  - ・市町村道路施設点検等支援業務については、橋梁点検の一括発注を定着させると共に府・市町村と密接に協議調整を図りながら人材育成を含めた支援手法を検討していく。
- まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、即戦力として必要とする技術力や頻度、必要量を把握し、センターにおいて対応可能な支援内容等について検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- タウン管理財団との統合は府の方針に沿ったものであり、府及び法人にとって非常に重要な課題である。  
統合にあたっては、府の施策との関連にも留意しながら、事業の再構築、出損者との調整、組織、役員・人員の配置を検討するという重要な課題がある。  
また、統合後の法人の業務内容は、大阪府域全体のまちづくり推進支援や関連施設の管理等を行っていくことが想定されている。  
これらについて、府関係部や相手方法人役員と密接に協議・連携を行う必要があるが、これを行うためには、法人の意思決定者である理事長に、大阪府の都市再生やまちづくり行政全般に精通し、専門知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- 土地区画整理事業等支援事業は、常に時代に対応した取り組みが求められているが、法人は、良好なまちづくり推進の観点から、土地区画整理事業の掘り起し・支援を行っている。  
かかる支援は、府のまちづくり施策と一体となって進める必要があり、地域にとって効果的なまちづくり手法の検討など、府との緊密な連携が必要である。  
また、各市町村が土地区画整理事業等の取組みを意思決定し、事業を推進するためには、担当は勿論のこと、市トップレベルとの協議・調整が必要となる。  
行政の責任者たる市トップレベルと協議・調整を行うためには、法人の理事長に、広域的なまちづくりに関する専門知識と豊富な行政経験を有する府関係者の就任が不可欠である。
- 環境共生型まちづくり事業については、埋め立てのための建設リサイクル土の確保の為に、隣接府県の新たな公共事業からの搬入が必要である。  
その為、埋立免許等について、隣接府県も含めた関係行政機関との密接な協議・調整が必要である。  
さらに、竣工した地区を環境共生型の新しいまちとしていくためには、府港湾局や地元市と調整しながら具体的な海浜緑地の計画策定やまちの景観ルールを作っていく必要がある。  
かかる事業を行うためには、実施主体である法人の理事長に、まちづくりをはじめ関係する行政経験に精通した、公益的な観点を有した府関係者の就任が不可欠である。

- 市町村道路施設点検等支援業務については、市町村の課題について国及び府の支援方策をベースに、府内市町村の実情に即して検討していく必要があり、どのような支援が効果的であるかなど、府関係者と詳細に協議しなければならない。  
さらに、府内市町村の実情を把握し、適切な支援を行うには担当だけでなく市町村のトップレベルとの協議・調整が必要となる。  
これらを行うためには、自治体職員の必要とされる技術内容について専門的知識を有し、自治体の技術関連業務全般に精通し、公益的な観点を有した府関係者の就任が不可欠である。
- まちづくり行政に係る市町村への技術支援を実施していくためには、強化すべき技術の内容や支援の方法について、府や市町村と詳細に選定・調整することが必要である。  
これを行うためには、自治体技術職員の必要とする技術内容についての専門的知識を有し、自治体の技術関連業務全般に精通した府関係者の就任が不可欠である。
- 以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人の理事長は、従来からこれらの分野について相当の経験を積んできた府関係者が就任している。  
かかる者の就任により、市町村からの信頼が得られるとともに、府が法人に課したミッションである良好な市街地形成を推進する支援機関としての役割を果たすことが可能となる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 都市計画室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	10名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数（常勤）		23名	うち府派遣	2名	うち府退職者	8名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>(1)まちづくりコーディネート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業等支援</li> <li>・密集市街地まちづくり活動支援</li> <li>・まちづくり初動期活動支援</li> <li>・市町村道路施設点検等支援</li> </ul> <p>(2)環境共生型まちづくり事業（阪南2区埋立造成・まちづくり事業）</p> <p>○収益事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場運営事業</li> <li>・河川敷の環境保全・魅力向上事業</li> </ul>					
対象役員	常務理事（常勤）					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの		0回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関（会議）名		構成員		開催頻度	
	評議員会		評議員7名		年1回以上	
	課長会議		理事長、常務理事、事務局長、各部室所長、各部課長		月2回、随時	
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○（一財）大阪府タウン管理財団との統合については、「平成23年度以降の早期にめざす」とされており、統合に向けた課題に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>○公益目的事業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業等支援業務については、市町村の技術者の不足等からまちづくり全体についてセンターの事業支援が必要である。</li> <li>・密集市街地まちづくり活動支援業務については、甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは喫緊の課題であり、センターの役割や取組みについて事業の再構築が必要である。</li> <li>・まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金（特定資産）が数年で不足する状態であるため、継続していくための方策を検討していく必要がある。</li> <li>・環境共生型まちづくり事業については、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業によって発生する建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。</li> </ul> <p>○まちづくりの権限が市町村に移管される中、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援体制が必要である。</p>						
<p>【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】</p> <p>○法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）</p> <p>○中期経営計画の策定・変更に関する決定</p>						

- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- タウン管理財団との統合については、タウン管理財団の資産売却状況等の経過を見ながら時期、統合するタウン管理財団の残事業、統合に向けた課題等について今後も大阪府、タウン管理財団と協議・調整を図り進めていく必要がある。
- 公益目的事業では、
  - ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図っている。  
また、拠点プロジェクトについては、今後も府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に取り組んでいる。
  - ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、府が策定した密集市街地に係る整備方針を踏まえ、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、新たな支援策を導入するなど事業の再構築を図り支援事業を実施しているところであるが、危険な密集市街地は依然として残っており現在も喫緊の課題であることに変化はない。
  - ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、継続して実施していくため要綱を改正し対象活動の絞り込みを行ったが、財源の確保方策に係る検討については課題として残っている。
  - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、府の関係部局（港湾局等）等との協議・調整を図りながら埋立免許の変更等を行い、新たに和歌山県域 奈良県域からの建設発生土を搬入することができた。  
しかし、安定的な事業の実施のため 今後も将来の埋立土量の確保のため新たな搬入の可能性の検討が現在も必要である。
- まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、市町村からの要望を受けた大阪府と協議・連携を図りながら新たに市町村道路施設点検等支援業務を開始した。現在も市町村からの各種の技術支援要請があり、その対応について府・市町村と調整を行う必要が今後もある。



【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- （一財）大阪府タウン管理財団との統合については、「できるだけ早い時期」とされており、引続き統合に向けた課題に取り組む必要がある。
- 公益目的事業では、
  - ・土地区画整理事業等支援業務については、第二京阪道路等の幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や、鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの事業支援が継続して必要である。
  - ・密集市街地まちづくり活動支援業務については、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される著しく危険な密集市街地を解消することは現在も喫緊の課題であり、センターの事業支援が必要である。
  - ・住民主体のまちづくりを推進していくための、まちづくり初動期活動支援業務については、その財源としていた積立金(特定資産)が数年で不足する状態になることから、継続していくための方策を検討していく必要がある。
  - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、公共事業による建設発生土の搬入が減少していく中で、将来の埋立土量の確保の方策として、隣接府県の公共事業による建設発生土の搬入の可能性の検討が必要である。
  - ・平成24年の中央自動車道笹子トンネル事故を契機に翌年には道路法が改正され、橋梁等の点検が義務付けられたことから、平成27年度から市町村道路施設点検等支援事業を開始した。  
この支援業務については、技術者不足等の問題を抱えた市町村の状況を踏まえ府と連携し、効果的な支援方策等を検討していく必要がある。
- まちづくりの権限が市町村に移管される中、ベテラン技術職員の退職により技術力のある職員が不足してきている状況から、まちづくり行政に係る技術力を補完する公的な支援が必要である。

【上記課題に対する対応方針等】

- タウン管理財団との統合については、タウンの資産売却状況等の経過を見ながら時期、統合するタウンの残事業、統合に向けた課題等について大阪府、タウン管理財団と引続き協議・調整を図り進める。
- 公益目的事業では、
  - ・土地区画整理事業等支援業務については、幹線沿道での新規地区の取組みについて引き続き府と連携して市町村に働きかけることにより、実施地区の拡大を図る。また、拠点プロジェクトについては、府・市との密接な協議調整を図りながら計画の実現に引き続き取り組む。
  - ・密集市街地まちづくり支援業務については、密集市街地の整備をより一層強力に進めていくため、府が策定した大阪府密集市街地整備方針を踏まえ、府や密集市街地を抱える関係市の意見等を聴き、府・市と協議・調整を図り、事業の推進を図る。
  - ・まちづくり初動期活動支援については、住民主体のまちづくり活動を推進していく観点から、財源の確保方策、新たな支援方策を含め、継続に向けたあり方を市の意見を聞く等し検討していく。
  - ・環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）については、隣接府県からの搬入等について、埋立免許の変更など府の関係部局(港湾局等)等との協議・調整を図りながら引き続き検討を進める。
  - ・市町村道路施設点検等支援業務については、橋梁点検の一括発注を定着させると共に府・市町村と密接に協議調整を図りながら人材育成を含めた支援手法を検討していく。
- まちづくり行政に係る市町村の技術支援については、即戦力として必要とする技術力や頻度、必要量を把握し、センターにおいて対応可能な支援内容等について検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】


- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導

- 理事会、評議委員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応
- 以上の他、定例的に課長会議（課長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項については対応策を指示している。
- これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・まちづくり行政の緊急の課題である密集市街地整備を府・市連携のもとに推進するべく、法人が密集市街地まちづくり活動支援を強力に進めていくためには、市町村のどの地区でどのような事業を新たに実施すべきか、また、その際の事業費の費用分担や実施体制をどうすべきかを、府・市と詳細に協議・調整をしていく必要がある。  
これらの業務を指揮し府・市と協議・調整していくためには、法人の常務理事に、府や市の密集市街地整備施策や住宅・建物の耐震化・不燃化の施策などのまちづくり行政に精通した専門的知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- ・まちづくり初動期活動支援の見直しに当たっては、財源の捻出として、新たに市町村負担等の導入が必要と考えられ、市町村に働きかけていくためには、まちづくり行政に精通した専門的知識を有する府関係者の就任が不可欠である。
- ・この他、大阪府タウン管理財団との統合、土地区画整理事業等支援、環境共生型まちづくり事業、市町村のまちづくり行政に対する技術支援など、法人の課題について理事長を補佐し、法人の公益目的業務を円滑に執行していくために、常務理事に、まちづくり行政に精通した府関係者の就任が不可欠である。
- ・以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、法人の常務理事は、従来からこれらの分野について相当の経験を積んできた府関係者が就任している。  
かかる者の就任により、市からも信頼が得られるとともに、府が法人に課したミッションである良好な市街地形成を推進する支援機関としての役割を果たすことが可能となる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪府道路公社					
法人所管課	都市整備部交通道路室道路整備課					
設立年月日	昭和58年4月1日					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
			その他			1名
	非常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数（常勤）	31名		うち府派遣	18名	うち府退職者	13名
主な事業概要	○有料道路事業（烏飼仁和寺大橋、堺泉北、第二阪奈、南阪奈、箕面有料） 道路管理業務 料金徴収業務 道路保全業務					
対象役員	理事長（常勤）					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	2回	うち臨時的に開催したもの			回
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有 or 					
(有の場合)	機関（会議）名	構成員		開催頻度		

【前回見直し時における法人の課題等】

- 公社は、有料道路事業として、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行う必要があり、維持管理経費抑制や利用推進、着実な借入金の償還など、より一層の経営収支改善への取組みが必要である。
- 阪神圏の高速道路料金について、平成25年6月の国土幹線道路部会の中問答申を踏まえ、国、阪神圏の地方公共団体、高速道路会社において、平成29年度当初を目途に、管理主体を超えたシームレスな料金体系の実現に向け、具体的な検討を進めることを確認した。
- 公社路線においても、料金体系一元化の検討を行うとともに、接続する高速道路会社への移管を目指すこととしており、本府の政策課題であるハイウェイオーソリティ構想の実現を図る必要がある。

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 安全安心で利便性の高い道路サービスを提供し、道路管理者として責任ある道路の維持管理を統括する。
- 経営改善方針(中期経営計画)を踏まえ、維持管理経費縮減の取組みと計画的な借入金の償還を推進する。
- 料金体系一元化にあわせ、接続する高速道路会社への移管を目指し具体的協議を進め、ハイウェイオーソリティ構想を推進するとともに、公社組織のあり方を決定する。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- 公社では、中期経営計画（平成28年3月策定）に基づき、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行いつつ、経費縮減に取り組み、計画的な借入金の償還に努めている。
- 平成29年度当初を目途とした料金体系一元化に併せて、接続する高速道路会社への路線移管に向け、公社では、道路資産等を円滑に引き継ぐための作業を進めており、本府と連携しながら高速道路会社と協議を進めている。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 公社は、本来道路管理者の府に代って幹線道路の整備・管理を有料道路事業として実施しており、安全・安心で利便性の高い道路サービスを提供し、責任ある道路の維持管理を行う必要がある。
- 公社における資金調達については、路線ごとに収支バランスをとることが求められており、中期経営計画の目標を達成すべく、維持管理経費抑制や利用推進、着実な借入金の償還など、より一層の経営収支改善への取組みが必要である。
- 阪神圏の高速道路料金について、利用者の視点に立った料金体系を実現するため、平成29年度当初を目途に、管理主体を超えた料金体系一元化を目指すとともに、接続する高速道路会社への路線移管に向けた取組みを進める。

【上記課題に対する対応方針等】

- 公社の経営については、平成28年3月に策定した中期経営計画(平成28年度～平成30年度)に基づき、安全・安心で利便性の高い道路サービスを確保しながら、経費縮減に取組み、計画的な借入金の償還に努めていく。
- 平成29年度当初を目途に管理主体を超えたシームレスな料金体系の実現に併せて、接続する高速道路会社への路線移管に向けて、移管スキーム、資産整理、設備仕様の統一等を検討・実施する必要があるため、本府と連携しながら、高速道路会社との協議を進めていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 安全安心で利便性の高い道路サービスを提供し、道路管理者として責任ある道路の維持管理を統括する。
- 中期経営計画を踏まえ、引き続き効率的・効果的な維持管理費の縮減に取組み、計画的な借入金の償還を推進する。
- 料金体系一元化にあわせ、接続する高速道路会社への移管を目指し、具体的協議を進めるとともに、公社組織のあり方を決定する。
  - ・ 業務委託による日常点検及び定期点検に加えて、公社職員による現地踏査を実施して、安全確保に努め、管理上の瑕疵に起因する事故発生を0件とした。
  - ・ 利用者ニーズの把握と改善により、より一層の利用者満足度の向上に取り組んでいる。
  - ・ 中期経営計画（H25-27）を踏まえ、27年度借入金等残額目標を改善できる見込み。
  - ・ 府の都市基盤施設長寿命化計画を準用した大阪府道路公社維持管理方針を策定するとともに、新しい中期経営計画（H28-30）を策定し、利用促進及び経費縮減減に取り組んでいる。
  - ・ 公社路線を高速道路会社に移管して、料金一元化及び合理的・効率的な一体管理を実現させるため、府と連携して、資産整理や管理引継ぎをはじめ、ETC整備等について高速道路会社等関係機関との調整に取り組んでいる。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 公社の運営に加え、料金体系一元化、公社路線移管の実現は本府の最重要課題であり、平成29年度当初の管理主体を超えたシームレスな料金体系の実現、併せて接続する高速道路会社への公社路線移管に向け、本来道路管理者である本府と十分な調整を図りながら、協議を進めることが不可欠である。
- 今後さらなる具体的な協議など、その必要性が増してくるため、府と連携した政策課題の推進者として、理事長には引き続き、府関係者が就任することが不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票						
法人名	大阪高速鉄道株式会社					
法人所管課	都市整備部交通道路室都市交通課					
設立年月日	昭和55年12月15日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	名	うち府退職者	2名
			その他			1名
	非常勤	12名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	205名		うち府派遣	10名	うち府退職者	3名
主な事業概要	モノレールによる旅客運輸業 ・大阪空港～門真市 ・万博記念公園～彩都西					
対象役員	代表取締役社長					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	7回	うち臨時的に開催したもの		1回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	役員会		開催頻度		
		社長、専務、常務、監査役、総務部長、総務部次長、運輸部次長、技術部長、技術部次長		月1回		
<p><b>【前回見直し時の法人の課題等】</b>          公共交通機関である当社の使命である「持続可能な交通機能の確保」を図るため、今後予測される長期的な事業環境の変化や経営課題を踏まえ、安定的な事業基盤を構築する必要がある。          ≪具体的な課題≫          ・安全安定輸送の確保継続          ・お客さまサービスの向上          ・経営体質の強化(累積損失解消、借入金残高削減、人的生産性の向上等)          ・既存インフラ外施設設備の維持更新          ・大阪府インフラ施設の維持更新(E・S・E・V・分岐器など)          ・門真市以南延伸についての事業計画・採算性等の検討          ・万博車庫用地の有償化協議検討</p>						
<p><b>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</b></p> <p>代表取締役社長は、安全・安定的な運行を維持するための最終責任者として、日常のマネジメントはもとより、有事の際には迅速に態勢を整え、的確に問題を解決する責務を持つ。</p> <p>・法人全体のマネジメント          ・安全かつ安定的な運行と将来を見据えた投資や経営判断          ・府との密接な連携及び協議          ・緊急事態の際には、対策本部を設置し本部長として、迅速な復旧に向けて、被害状況の早期把握や関係機関との調整を行うこと。</p>						
<p><b>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</b></p> <p>・安全安定輸送の確保継続 ⇒ 平成27年度有責事故ゼロ          ・お客さまサービスの向上 ⇒ 顧客満足度調査＝満足度70.2%(目標値73.0%)          ・経営体質の強化 ⇒ 累積損失解消が目標年度より1年前倒しで達成する見込み          借入金残高削減＝31億円削減(H26年度171億円→H27年度140億円)          ・他の課題への対応については、【現在の法人の課題に対する対応方針等】で述べているとおり、H28年度に新たな中期経営計画を策定し、今後の経営目標と具体的取組をまとめていく。</p>						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

今後、将来人口の減少・少子高齢化による輸送人員の伸び悩みが見込まれるなか、開業後25年以上を超えてきた施設設備の老朽化による維持修繕に対応することが急務な状況となっている。

こうしたなかにあっても、公共交通機関である当社の使命である「持続可能な交通機能の確保」を図るため、今後予測される長期的な事業環境の変化や経営課題を踏まえ、安定的な事業基盤を構築する必要がある。

＜具体的な課題＞

- ・安全安定輸送の確保継続
- ・お客さまサービスの向上
- ・経営体質の強化（借入金残高削減、将来を見据えた人材育成等）
- ・既存インフラ外施設設備の維持更新  
（車両更新、ATC/TD装置更新、変電所設備更新、駅大規模改修等）
- ・さらなる安全対策設備の導入（ホームからの転落事故を防ぐ可動式ホーム柵設置など）
- ・大阪府インフラ施設の維持更新（ES・EV・分岐器など）
- ・門真市以南延伸についての事業計画・資金調達等の検討（借入先との協議等）
- ・万博車庫用地の有償化協議検討

【上記課題に対する対応方針等】

これら経営課題に対応するため、「大阪モノレール中期経営計画＜平成25年度～平成29年度＞」の手直しを行うとともに、H28年度に新たな中期経営計画を策定し、今後の経営目標と具体的取組みをとりまとめていく。

＜対応方針＞

- ・輸送の安全確保 ⇒ 有責事故ゼロ
- ・お客さま満足度向上 ⇒ 顧客満足度調査＝満足度75%以上
- ・収益性確保⇒累積損失＝H27年度解消見込（計画より1年前倒し）
- ・財務健全性⇒借入金残高＝H29年度142億円（H24年度193億円）
- ・車両、施設整備の適切な維持更新（H25～H29安全投資額約63億円）
- ・将来を見据えた職員の計画的採用

また、門真市以南への延伸計画については、国・大阪府と協議調整を行うとともに、事業資金の調達について借入先との協議を進めていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

代表取締役社長は、安全・安定的な運行を維持するための最終責任者として、日常のマネジメントはもとより、有事の際には迅速に態勢を整え、的確に問題を解決する責務を持つ。

- ・法人全体のマネジメント
- ・安全かつ安定的な運行と将来を見据えた投資や経営判断
- ・府との密接な連携及び協議
- ・緊急事態の際には、対策本部を設置し本部長として、迅速な復旧に向けて、被害状況の早期把握や関係機関との調整を行うこと。

○これまでの成果や実績など

- ・安全マネジメント態勢が継続的に改善されていることを安全マネジメント会議及び輸送の安全に関する内部監査により確認した。
- ・非常時合同訓練を実施し、緊急時にも迅速に体制を整え、対応できることを確認した。
- ・累積損失解消を目標年度から1年前倒しとなる、平成27年度に達成できる見込みとした。
- ・EXPOCITY・市立吹田サッカースタジアム等のオープンによる経営環境の大幅な変化に対応し、中期経営計画＜平成25年度～平成29年度＞における将来推計値の見直しを実施、さらに平成28年度中に平成29年度からの新中期経営計画の策定を行う。
- ・万博記念公園駅をリニューアルし積極的なお客さまサービスの向上を図った。並びに車両の新造・更新やATC/TD装置の更新等安全性維持・向上の為に投資を計画的に進めた。
- ・当該年度は、開業25周年の年にあたり、大阪モノレールグループ一体で周年事業として、沿線自治体・企業・大学等とタイアップし、7回のイベントを行い地域との連携の強化を図り沿線の活性化に取り組んだ。

**【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】**

○日常の安全運行や今後の事業展開等を行う上で、最大株主である府の意向が反映されるように会社経営の支配権を有するためには、府関係者が就任する必要がある。

○インフラ部である桁、支柱、駅舎等については、府が整備してOKTが無償占有するという密接不可分な関係にあり、この施設運用の最高責任者として府の関係者が就任する必要がある。

○有事の際には運輸事業の責任者として迅速に態勢を整え、道路管理者である府とともに的確に問題を解決する責務を果たさなければならず、府関係者が就任することが適切である。

○府が今後、門真市以南への延伸事業を推進していくためには、国交省、関係自治体、金融機関等に対し、府と会社が一体として取組み、特許等の手続、資金調達を実施していく必要があり、会社トップに府関係者は欠かせない。

○門真市以南への延伸の資金調達には、府の事業に対する責任ある態度が不可欠であり、事業会社のトップに府関係者以外を置く事は、府の本気度について金融機関の疑念を招く虞がある。

○府以外の民間企業からの人材登用をすとなれば、会社として役員報酬の増額は避けられない。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票						
法人名	大阪高速鉄道株式会社					
法人所管課	都市整備部交通道路室都市交通課					
設立年月日	昭和55年12月15日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	名	うち府退職者	2名
			その他			1名
	非常勤	12名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	205名		うち府派遣	10名	うち府退職者	3名
主な事業概要	モノレールによる旅客運輸業 ・大阪空港～門真市 ・万博記念公園～彩都西					
対象役員	代表取締役専務					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	7回	うち臨時的に開催したもの	1回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	役員会		社長、専務、常務、監査役、総務部長、総務部次長、運輸部次長、技術部長、技術部次長		月1回	
<p><b>【前回見直し時の法人の課題等】</b>  公共交通機関である当社の使命である「持続可能な交通機能の確保」を図るため、今後予測される長期的な事業環境の変化や経営課題を踏まえ、安定的な事業基盤を構築する必要がある。  &lt;&lt;具体的な課題&gt;&gt;  ・安全安定輸送の確保継続  ・お客さまサービスの向上  ・経営体質の強化(累積損失解消、借入金残高削減、人的生産性の向上等)  ・既存インフラ外施設設備の維持更新  ・大阪府インフラ施設の維持更新(ES・EV・分岐器など)  ・門真市以南延伸についての事業計画・採算性等の検討  ・万博車庫用地の有償化協議検討</p>						
<p><b>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</b>  代表取締役専務は、会社の代表権を有し、社長不在の際には、<u>会社の最終責任者として、安全かつ安定的な運行を維持するため、日常のマネジメントはもとより、有事の際には迅速に体制を整え、的確に問題を解決する判断を行う。</u>  <u>また、財務の健全化や適切な資金計画により、平成28年度の累積解消を確実に実現するとともに、今後増加が見込まれる修繕・投資資金について、府の財政なども考慮しながら業務にあたらせている。</u>  あわせて、駅業務等の委託先である「大阪モノレールサービス株式会社」の代表取締役社長を兼ねさせ、大阪モノレールグループ一体として効果的で効率的な経営に努める。</p>						
<p><b>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全安定輸送の確保継続 ⇒ 平成27年度有責事故ゼロ</li> <li>お客さまサービスの向上 ⇒ 顧客満足度調査＝満足度70.2%(目標値73.0%)</li> <li>経営体質の強化 ⇒ 累積損失解消が目標年度より1年前倒しで達成する見込み 借入金残高削減＝31億円削減(H26年度171億円→H27年度140億円)</li> <li>他の課題への対応については、【現在の法人の課題に対する対応方針等】で述べているとおり、H28年度に新たな中期経営計画を策定し、今後の経営目標と具体的取組をまとめていく。</li> </ul>						



【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

今後、将来人口の減少・少子高齢化による輸送人員の伸び悩みが見込まれるなか、開業後25年以上を超えてきた施設設備の老朽化による維持修繕に対応することが急務な状況となっている。

こうしたなかであっても、公共交通機関である当社の使命である「持続可能な交通機能の確保」を図るため、今後予測される長期的な事業環境の変化や経営課題を踏まえ、安定的な事業基盤を構築する必要がある。

＜具体的な課題＞

- ・安全安定輸送の確保継続
- ・お客さまサービスの向上
- ・経営体質の強化（借入金残高削減、将来を見据えた人材育成等）
- ・既存インフラ外施設設備の維持更新  
(車両更新、ATC/TD装置更新、変電所設備更新、駅大規模改修等)
- ・さらなる安全対策設備の導入（ホームからの転落事故を防ぐ可動式ホーム柵設置など）
- ・大阪府インフラ施設の維持更新（E・S・EV・分岐器など）
- ・門真市以南延伸についての事業計画・資金調達等の検討（借入先との協議等）
- ・万博車庫用地の有償化協議検討

【上記課題に対する対応方針等】

これら経営課題に対応するため、「大阪モノレール中期経営計画＜平成25年度～平成29年度＞」の見直しを行うとともに、H28年度に新たな中期経営計画を策定し、今後の経営目標と具体的な取組みをとりまとめていく。

＜対応方針＞

- ・輸送の安全確保 → 有責事故ゼロ
- ・お客さま満足度向上 → 顧客満足度調査＝満足度75%以上
- ・収益性確保→累積損失＝H27年度解消見込（計画より1年前倒し）
- ・財務健全性→借入金残高＝H29年度142億円（H24年度193億円）
- ・車両、施設整備の適切な維持更新（H25～H29安全投資額約63億円）
- ・将来を見据えた職員の計画的採用

また、門真市以南への延伸計画については、国・大阪府と協議調整を行うとともに、事業資金の調達について借入先との協議を進めていく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

代表取締役専務は、会社の代表権を有し、社長不在の際には、会社の最終責任者として、安全かつ安定的な運行を維持するため、日常のマネジメントはもとより、有事の際には迅速に体制を整え、的確に問題を解決する判断を行う。

また、財務の健全化や適切な資金計画により、安定的な経営を確保するとともに、今後増加が見込まれる修繕・投資資金について、府の財政なども考慮しながら業務を行う。

あわせて、駅業務等の委託先である「大阪モノレールサービス株式会社」の代表取締役社長を兼ねさせ、大阪モノレールグループ一体として安全安定輸送の確保やお客さまサービスの提供、積極的に地域連携など、効果的で効率的な経営に努める。

○これまでの成果や実績など

- ・安全マネジメント態勢が継続的に改善されていることを安全マネジメント会議及び輸送の安全に関する内部監査により確認した。
- ・非常時合同訓練を実施し、緊急時にも迅速に体制を整え、対応できることを確認した。
- ・累積損失解消を目標年度から1年前倒しとなる、平成27年度に達成できる見込みとした。
- ・EXPOCITY・市立吹田サッカースタジアム等のオープンによる経営環境の大幅な変化に対応し、中期経営計画＜平成25年度～平成29年度＞における将来推計値の見直しを実施、さらに平成28年度中に平成29年度からの新中期経営計画の策定を行う。
- ・万博記念公園駅をリニューアルし積極的なお客さまサービスの向上を図った。並びに車両の新造・更新やATC/TD装置の更新等安全性維持・向上の為に投資を計画的に進めた。
- ・当該年度は、開業25周年の年にあたり、大阪モノレールグループ一体で周年事業として、沿線自治体・企業・大学等とタイアップし、7回のイベントを行い地域との連携の強化を図り沿線の活性化に取り組んだ。

**【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】**

○既存線の安全・安定運行を図りつつ、南伸等への計画的な対応を図るため、府との密接な連携を図る必要があり、府関係者が就任する必要がある。

○長年の懸案であった累積赤字の解消が近づき、株主、利用者（沿線自治体等）への利益還元への要求が高まることが予想される。しかし府が推進する門真市以南の延伸を行うには、利益を内部留保することが必要であり、配当等は見送らざるを得ない。株主には、地域インフラの整備による間接的な利益と企業の社会的責任に訴えることにより、理解を得、また、既存線沿線自治体等には、ホームドア等の安全投資の充実、車両増備、駅舎等のリニューアル等の設備投資を行うことにより、納得をいただく必要がある。

これらの対応は、府の政策を理解し、その実施に責任を感じる府関係者でなければ困難である。

○なお、今後の既存線関連の投資及び施設設備の老朽化に伴う修繕・投資資金と、門真市以南への延伸事業のバランスを図る財務・資金計画や、これらに対応していくための人材育成と要員計画などについて、今後の会社の方向性を示す次期「中期経営計画」を策定し、推進することとしている。

○門真市以南の延伸の資金調達には、府の事業に対する責任ある態度が不可欠であり、資金調達の窓口には府関係者以外を置くことは、府の本気度について、金融機関の疑念を抱かせる虞がある。

○駅業務等の委託先である「大阪モノレールサービス株式会社」の代表取締役社長を兼ねさせ、大阪モノレールサービス一体として効果的な経営をするには、府関係者が就任する必要がある。

○府以外の民間企業からの人材登用をすとなれば、会社として役員報酬の増額は避けられな

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪外環状鉄道株式会社					
法人所管課	都市整備部交通道路室都市交通課					
設立年月日	平成8年11月21日					
役員数	常勤	6名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
			その他			5名
	非常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
職員数（常勤）	18名		うち府派遣	4名	うち府退職者	2名
主な事業概要	○大阪外環状線鉄道（おおさか東線）建設事業 【同社は、本事業を行うため、大阪府、大阪市、JR西日本が主体となって設立した第3セクターであり、国の補助金や貸付金等の資金調達により事業を進め、開業後、運行主体であるJR西日本からの線路使用料で、貸付金の償還を行っていく。】					
対象役員	代表取締役社長					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	8回	うち臨時的に開催したもの	2回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有 or 無					
（有の場合）	機関（会議）名	構成員		開催頻度		
	経営企画会議	代表取締役社長、常務取締役、常勤監査役		毎週水曜日		
<p>【前回見直し時の法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に必要な用地及び工事施工ヤードについては、大部分の確保を果たしたが、残物件については、本年4月に、土地収用法の適用に必要な国の事業認定を取得したことから、土地収用も見据えながら、早期解決を図っていく。またコスト縮減に努めながら、自治体の協力を得て、必要な事業費の確保を行い、鉄道運行の安全に最大限配慮しながら、同社の使命である平成30年度末の全線開業に向け、工事進捗を図っていく。</li> <li>・全線開業後は、鉄道施設の管理会社となり、JRの線路使用料による借入金の返済が主たる業務となるため組織縮小の見直しが必要。</li> </ul> <p>【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】</p> <p>代表取締役社長は、平成30年度末の全線開業を達成するため、建設事業推進を指揮し、経営判断を下す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開業に必要な建設事業費の確保について、国（補助金）や市中金融機関（借入金）に対し、経営トップとして協議、交渉。</li> <li>・既存営業線（東海道線、学研都市線）の線路間での工事であり、鉄道運行の安全を確保した上で、平成30年度末の全線開業を達成する責務。</li> <li>・開業済区間において、第三種鉄道事業者として輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。</li> </ul> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <p>平成30年度末の全線開業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、必達の目標として建設事業を推進中。</li> <li>・工事スケジュールに合わせた国庫補助金の確保について、関係自治体と協力して予算確保に努力し、平成28年度まで必要な事業費はおおむね確保。建設用地買収については、概ね確保を果たしたが、残る1件については任意交渉による買収が実現しなかったため、大阪府収用委員会に収用裁決を申請し、現在、裁決を待っている状況。裁決が出され次第、速やかに取得に努める。引き続き、事業費確保、用地取得に継続的に取り組む。</li> </ul> <p>建設終了後、組織縮小の見直しが必要については、前々回見直し時と同様。</p>						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・事業に必要な用地買収及び工事施工ヤードの借地に努めた結果、大部分の確保を果たしたが、任意交渉による取得が不調となった残物件については、平成25年11月に土地収用法に基づく収用裁決を申請し、現在、大阪府収用委員会において裁決手続き中である。裁決が出され次第、速やかに用地の取得を行う。また、コスト縮減に努めながら、自治体の協力を得て、必要な事業費の確保を行い、鉄道運行の安全に最大限配慮しながら、同社の使命である平成30年度末の全線開業に向け、工事進捗を図っていく。
- ・全線開業後は、鉄道施設の管理会社となり、JRの線路使用料による借入金の返済が主たる業務となるため組織縮小の見直しが必要。

【上記課題に対する対応方針等】

- ・事業進捗には、関係自治体と同社が、事業費確保のための予算措置や、国庫補助金確保に向けた要望活動だけでなく、道路・河川交差点における管理者協議、開業後の駅前広場や駐輪場対策などの関連公共事業との整合など、緊密に連携していく必要があり、事務的な協議調整はもとより、重要事項については、自治体幹部と同社役員との直接折衝による意思決定が可能となるよう、大阪府の人的関与を続けていく。
- ・全線開業後の同社の組織形態のあり方については、大阪市やJR西日本等、他の主要株主と検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

代表取締役社長は、平成30年度末の全線開業の達成を実現する責任。

- ・開業に必要な建設事業費の確保について、国（補助金）、自治体（出資金、補助金、貸付金）や市中金融機関（借入金）に対し、経営トップとして協議、交渉。
  - ・既存営業線（東海道線、学研都市線）の線路間での工事を鉄道運行の安全を確保した上で、遅滞なく施工する責任。
  - ・開業済区間において、第三種鉄道事業者として輸送の安全確保を確保する責任。
- 週1回開催する「経営企画会議」（社内の最高意思決定機関。社長、常勤取締役及び常勤監査役で構成）等において、事業進捗及び資金調達状況等の状況報告を、逐一受けるとともに、事業進捗を円滑に進めるため、社内の意思統一の徹底及び必要な指示の徹底を図った。
- 取締役会、株主総会等において、出資者に対する事業進捗状況の説明を行うとともに、出資者に対する増資の依頼等により円滑な資金調達を図った。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- ・同社は、国の補助制度を利用して、大阪圏の新たな鉄道ネットワークを形成する大阪外環状鉄道（おおさか東線）の整備を進めるため、大阪府、大阪市、JR西日本が主要株主となって設立した第3セクターであり、これまで代表取締役は、この3者が就任している。
- ・大阪外環状鉄道は、大阪府の強いリーダーシップのもと、大阪市、JR西日本との協力関係により事業を推進。平成30年度末の全線開業という経営責任をまっとうするため、三者の人的関与は不可欠であり、府関係者の就任が必要。
- ・府が役員の派遣を見直すなら、本事業に関する責任を回避しようとしているとの懸念や、本事業の先行きに対し、国、大阪市、JR西日本及び利害関係者に大きな不安を与え、事業推進に深刻な影響を及ぼす。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪外環状鉄道株式会社					
法人所管課	都市整備部交通道路室都市交通課					
設立年月日	平成8年11月21日					
役員数	常勤	6名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
			その他			5名
	非常勤	5名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
職員数（常勤）	18名		うち府派遣	4名	うち府退職者	2名
主な事業概要	○大阪外環状線鉄道（おおさか東線）建設事業 【同社は、本事業を行うため、大阪府、大阪市、JR西日本が主体となって設立した第3セクターであり、国の補助金や貸付金等の資金調達により事業を進め、開業後、運行主体であるJR西日本からの線路使用料で、貸付金の償還を行っていく。】					
対象役員	常務取締役					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	8回	うち臨時的に開催したもの	2回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	有 or 無					
（有の場合）	機関（会議）名	構成員		開催頻度		
	経営企画会議	代表取締役社長、常務取締役、常勤監査役		毎週水曜日		

【前回見直し時の法人の課題等】

- ・事業に必要な用地買収及び工事施工ヤードの借地に努めた結果、大部分の確保を果たしたが、残物件については、本年4月に、土地収用法の適用に必要な国の事業認定を取得したことから、土地収用も見据えながら、早期解決を図っていく。またコスト縮減に努めながら、自治体の協力を得て、必要な事業費の確保を行い、鉄道運行の安全に最大限配慮しながら、同社の使命である平成30年度末の全線開業に向け、工事進捗を図っていく。
- ・全線開業後は、鉄道施設の管理会社となり、JRの線路使用料による借入金の返済が主たる業務となるため組織縮小の見直しが必要。

【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】

常務取締役（総務担当）は代表取締役を補佐し、同社の業務全般を指揮。代表取締役が不在時は、職務代行者第一順位として、組織を統括。

・平成30年度末の全線開業を達成するため、国、大阪府、沿線自治体、JR、金融機関と必要な諸手続きや事業推進に係る協議、調整を統括。

・事業推進とコスト縮減を両立させるため、事業状況に応じた最適な組織体制及び人員配置計画を管理し、必要要員の確保を主要株主と協議調整。

・開業済区間において、第三種鉄道事業者として輸送の安全確保に関し、要員に関する事項を掌理。

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

平成30年度末の全線開業について

- ・引き続き、必達の目標として建設事業を推進中。
- ・工事スケジュールに合わせた国庫補助金の確保について、関係自治体と協力して予算確保に努力し、平成28年度まで必要な事業費はおおむね確保。建設用地買収については、概ね確保を果たしたが、残る1件については任意交渉による買収が実現しなかったため、大阪府収用委員会に収用裁決を申請し、現在、裁決を待っている状況。裁決が出され次第、速やかに取得に努める。引き続き、事業費確保、用地取得に継続的に取り組む。

建設終了後、組織縮小の見直しが必要については、前々回見直し時と同様。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・事業に必要な用地買収及び工事施工ヤードの借地に努めた結果、大部分の確保を果たしたが、任意交渉による取得が不調となった残物件については、平成25年11月に土地収用法に基づく収用裁決を申請し、現在、大阪府収用委員会において裁決手続き中である。裁決が出され次第、速やかに用地の取得を行う。また、コスト縮減に努めながら、自治体の協力を得て、必要な事業費の確保を行い、鉄道運行の安全に最大限配慮しながら、同社の使命である平成30年度末の全線開業に向け、工事進捗を図っていく。
- ・全線開業後は、鉄道施設の管理会社となり、JRの線路使用料による借入金の返済が主たる業務となるため組織縮小の見直しが必要。

【上記課題に対する対応方針等】

- ・事業進捗には、関係自治体と同社が、事業費確保のための予算措置や、国庫補助金確保に向けた要望活動だけでなく、道路・河川交差点における管理者協議、開業後の駅前広場や駐輪場対策などの関連公共事業との整合など、緊密に連携していく必要があり、事務的な協議調整はもとより、重要事項については、自治体幹部と同社役員との直接折衝による意思決定が可能となるよう、大阪府の人的関与を続けていく。
- ・全線開業後の同社の組織形態のあり方については、大阪市やJR西日本等、他の主要株主と検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】  
常務取締役（総務担当）は代表取締役を補佐し、同社の業務全般を指揮。代表取締役が不在時は、職務代行者第一順位として、組織を統括。

・平成30年度末の全線開業を達成するため、国、大阪府、沿線自治体、JR、金融機関と必要な諸手続きや事業推進に係る協議、調整を統括。

・事業推進とコスト縮減を両立させるため、事業状況に応じた最適な組織体制及び人員配置計画を管理し、必要要員の確保を主要株主と協議調整。

・開業済区間において、第三種鉄道事業者として輸送の安全確保に関し、要員に関する事項を掌理。

○「経営企画会議」（社内の最高意思決定機関。社長、常勤取締役及び常勤監査役で構成）を、週1回開催し、会社の経営に関する重要事項の審議・決定及び様々な懸案等について社内の意思統一を迅速に行った。

○大阪府、沿線自治体及びJRとの関係課長会議を定期的で開催し、当社の事業計画や事業進捗に係る協議、調整を行った。

○社内ヒアリングを実施し、事業の進捗状況、人員配置等に関する状況把握を行い、次年度以降の組織体制等に関する計画を策定するとともに、大阪府等関係者と、人事に関する協議を実施した。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

・同社は、国の補助制度を利用して、大阪圏の新たな鉄道ネットワークを形成する大阪外環状鉄道（おおさか東線）の整備を進めるため、大阪府、大阪市、JR西日本が主要株主となって設立した第3セクターであり、役員は、この3者から派遣している。

・大阪外環状鉄道は、大阪府の強いリーダーシップのもと、大阪市、JR西日本との協力関係により事業を推進。平成30年度末の全線開業という経営責任をまっとうするため、三者の人的関与は不可欠であり、府関係者の就任が必要。

・大阪府から派遣している常務取締役は、本事業を主導的に推進してきた大阪府が派遣する役員であり、代表取締役につぐ社内筆頭役員として、本事業の推進を図るため、認可・国庫補助の権限を有する国や、主要株主である大阪市、JR西日本との重要事項の調整、沿線自治体の吹田市、東大阪市、八尾市への対応など行う必要があり、広域自治体の大阪府で培った行政経験や手腕、人脈が円滑な事業推進に必要不可欠である。

・府が役員の派遣を見直すなら、本事業に関する責任を回避しようとしているとの懸念や、本事業の先行きに対し、国、大阪市、JR西日本及び利害関係者に大きな不安を与え、事業推進に深刻な影響を及ぼす。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪府土地開発公社					
法人所管課	都市整備部用地課					
設立年月日	昭和49年5月1日（昭和35年11月24日（財）大阪府開発協会として発足）					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	名	うち府退職者	2名
			その他			名
	非常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数（常勤）	65名		うち府派遣	9名	うち府退職者	34名
主な事業概要	公有地の拡大の推進に関する法律17条第1項及び第2項に掲げる業務 ・道路、河川等の公共用地の取得、管理、処分 ・国、公団等の委託に基づく用地取得の交渉受託等 ・その他附帯業務（ただし、住宅用地の造成事業等の独自事業はなし。）					
対象役員	理事長					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	4回	うち臨時的に開催したもの		2回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関（会議）名		構成員		開催頻度	
	役員会議		理事長、常務理事 事務局長、総務経理課 長、用地課長、特命調査 役		週1回（毎週月曜日）	
【前回見直し時の法人の課題等】 ・先行取得した長期保有資産の縮減 ・今後の土地開発公社のあり方 【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】 公社全体のマネジメントや、金融機関との調整、訴訟対応における顧問弁護士相談を行っている。事業推進については、公社が抱える重要課題の最終判断を行っている。						
【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】 ・先行取得した長期保有資産（5年以上）を計画的に解消するため、保有資産の状況を掌握した上で、各事業の将来の新規取得額及び買戻し額、5年以上保有資産の解消年次を設定する府の『長期保有資産解消計画』に基づき、長期保有資産の縮減に努めている。（計画策定時には、平成27年度末の長期保有資産250億円の予定であったものが、114億円（見込）にまで縮減。） ・今後も引き続き、府に対し長期保有資産の買戻しについて要請を行い、平成34年の解消を目指す。 ・ここ数年の課題である公社のあり方については、府に対して自ら働きかけるとともに、府及び公社の組織、財政等の現状を的確に把握し、今後の用地取得体制の確立に向けて、精力的に提言を重ねている。						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】  
※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・先行取得した長期保有資産の縮減
- ・今後の土地開発公社のあり方

【上記課題に対する対応方針等】

- ・先行取得した長期保有資産（5年以上）を計画的に解消するため、保有資産の状況を掌握した上で、各事業の将来の新規取得額及び買戻し額、5年以上保有資産の解消年次を設定する府の『長期保有資産解消計画』に基づき、長期保有資産の縮減に努める。
- ・今後も引き続き、府に対し長期保有資産の買戻しについて要請を行い、平成34年の解消を目指す。
- ・職員構成が高齢化するとともに、府のベテラン用地職員の退職者が減少しており、今後の用地取得需要に対応するため多様な人材の確保も含めた公社のあり方を検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

理事長は、公社のトップとして、公社全体をマネジメントするとともに、長期保有資産の着実な解消に向けた府の関係機関との協議や、資金コストの軽減と安定的な資金供給を受けるための金融機関との調整に取り組んでいる。

事業推進については、事業の進捗状況を把握し、公共用地取得を実践していく最終責任者として、訴訟対応等も含め役員会議において明確な処理方針の指示や問題意識の共有を図るなど、公社が抱える重要課題の最終判断を行っている。

さらに、ここ数年の課題である公社のあり方については、府に対して自ら働きかけるとともに、府及び公社の組織、財政等の現状を的確に把握し、今後の用地取得体制の確立に向けて、精力的に提言を重ねている。

○これまでの成果や実績など

- ・週一回月曜日に開催する「役員会議（本部事務局課長級以上の職員による運営方針並びに連絡調整等）」、月初めに実施する「幹部会議（本部事務局及び各支所長等の幹部職員による事業進捗状況の報告等）」や四半期ごとに府と合同で開催する「事業推進会議」において、事業を円滑に進めるため、意思統一の徹底及び必要な指示の徹底を図った。
- ・また、長期保有資産の着実な解消に向け府に対して継続的に働きかけた結果、平成27年度においては44億円の買戻しが実行され、解消計画額を上回るペースで実績を上げている。
- ・新名神事業については、高槻JCTまでのI期事業の買収実績を平成27年度末までにほぼ100%の進捗を図り、この区間の早期開通を希望するNEXCO西日本の要請にしっかり応え、関西圏のビッグプロジェクトの推進に大きく貢献した。
- ・府土地開発公社を通ずる中長期的な用地取得体制の課題について、現状を詳細に分析し、府域の都市インフラの整備に関わって継続的な事業推進を可能にするための体制整備のあり方について、積極的に提言を行い府において具体的な協議が進められている。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

平成20年度末に発せられた府の派遣職員引揚げ方針により、平成21年度末で派遣職員を引き上げた。そのため、平成22年度からは、土木事務所に用地課を立ち上げ、府と公社で役割を分担し、用地取得を行っている。また、前々回のあり方検討で常務理事を2名から1名に、監事についても府OB監事を廃止し、2名から1名へと見直しを行った。

公社は、①府の公共事業に係る用地取得を担当すること、②府の指定出資法人として、監査をはじめとした様々な業務面で府の関与がなされること、③資金調達には、大阪府都市整備部、財政課等との十分な連携のもとで一体的な運用が必要であることから、行政経験が豊富であり、かつ公共事業に精通した人材が望まれる。

公共用地取得業務をはじめとした、道路・河川事業等、公共事業全般に関わって府の政策を熟知し、見識のある民間人材は限られており、このような高度な知識を有する人材が欠けた場合には、公社の業務運営が停滞することにより計画的な用地取得に遅れが生じ、府の公共事業の推進に支障となる恐れがある。

公社の業務は府と一体となって進めるため、公社の事業実施に府の施策を反映させることが何にも増して重要である。また、関係機関等との調整も府の施策や公共事業等の制約を熟知した上で行うことが求められることから、理事長は、府関係者が就任する必要がある。



指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪府土地開発公社					
法人所管課	都市整備部用地課					
設立年月日	昭和49年5月1日（昭和35年11月24日（財）大阪府開発協会として発足）					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	名	うち府退職者	2名
			その他			名
	非常勤	2名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数（常勤）	65名		うち府派遣	9名	うち府退職者	34名
主な事業概要	公有地の拡大の推進に関する法律17条第1項及び第2項に掲げる業務 ・道路、河川等の公共用地の取得、管理、処分 ・国、公団等の委託に基づく用地取得の交渉受託等 ・その他附帯業務（ただし、住宅用地の造成事業等の独自事業はなし。）					
対象役員	常務理事					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	4回	うち臨時的に開催したもの		2回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	(有) or 無					
(有の場合)	機関（会議）名	構成員		開催頻度		
	役員会議	理事長、常務理事 事務局長、総務経理課長、用地課長、特命調査役		週1回（毎週月曜日）		
【前回見直し時の法人の課題等】 ・先行取得した長期保有資産の縮減 ・今後の土地開発公社のあり方 【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】 法人運営に関する取りまとめや、長年、府の用地業務に携わってきた経験から、事業推進の調整を行い、理事長が意思決定するためのサポートを行っている。 ・年2回（3月、5月）開催する理事会の調整 ・情報公開請求や個人情報開示への対応 ・訴訟への対応 ・組織のスリム化や人件費抑制の強化を図るための検討及び調整 【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】 ・先行取得した長期保有資産（5年以上）を計画的に解消するため、保有資産の状況を把握した上で、各事業の将来の新規取得及び買戻し額、5年以上保有資産の解消年次を設定する府の『長期保有資産解消計画』に基づき、長期保有資産の縮減に努めている。（計画策定時には、平成27年度末の長期保有資産250億円の予定であったものが、114億円（見込）にまで縮減。） ・今後も引き続き、府に対し長期保有資産の買戻しについて要請を行い、平成34年の解消を目指す。 ・職員構成が高齢化するとともに、府のベテラン用地職員の退職者が減少しており、今後の用地取得需用に対応するため多様な人材の確保も含めた公社の組織のスリム化や人件費抑制の強化を図るための検討及び調整に努めている。						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】  
※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・先行取得した長期保有資産の縮減
- ・今後の土地開発公社のあり方

【上記課題に対する対応方針等】

- ・先行取得した長期保有資産（5年以上）を計画的に解消するため、保有資産の状況を掌握した上で、各事業の将来の新規取得額及び買戻し額、5年以上保有資産の解消年次を設定する府の『長期保有資産解消計画』に基づき、長期保有資産の縮減に努める。
- ・今後も引き続き、府に対し長期保有資産の買戻しについて要請を行い、平成34年の解消を目指す。
- ・職員構成が高齢化するとともに、府のベテラン用地職員の退職者が減少しており、今後の用地取得需要に対応するため多様な人材の確保も含めた公社のあり方を検討していく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

常務理事は、理事会運営、情報公開、訴訟、公社の組織・人事、危機管理など、法人運営に関する取りまとめや、長年、府の用地業務に携わってきた経験より、用地業務に精通していることから事業推進の調整を行い、理事長が意思決定するためのサポートを的確に行っている。

- ・年2回（3月、5月）開催する理事会が円滑に行われるよう、外部理事、外部監事、主管課との調整
- ・用地取得にかかる相続等による土地や物件等の情報公開請求や個人情報開示への対応
- ・用地取得にかかる土地明け渡し請求、損害賠償請求、不動産登記、境界確定等による訴訟への対応
- ・公社の組織・人事については、組織のスリム化や人件費抑制の強化を図るための検討及び調整

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

平成20年度末に発せられた府の派遣職員引揚げ方針により、平成21年度末で派遣職員を引き上げた。そのため、平成22年度からは、土木事務所に用地課を立ち上げ、府と公社で役割を分担し、用地取得を行っている。また、前々回のあり方検討で常務理事を2名から1名に、監事についても府OB監事を廃止し、2名から1名へと見直しを行った。

公社は、①府の公共事業に係る用地取得を担当すること、②府の指定出資法人として、監査をはじめとした様々な業務面で府の関与がなされること、③資金調達には、大阪府都市整備部、財政課等と一体的な運用が必要であることから、行政経験が豊富であり、かつ公共事業にともなう用地取得業務に精通した人材が望まれる。

公共用地取得業務に見識のある民間人材は限られており、このような高度な知識を有する人材が欠けた場合には、公社の業務運営が停滞することにより計画的な用地取得に遅れが生じ府の公共事業の推進に支障となる恐れがある。

公社の業務は府と一体となって進めるため、公社の事業実施に府の施策を反映させることが必要である。また、関係機関等との調整も府の施策や公共事業等の制約を熟知した上で行うことが求められることから、常務理事は、府関係者が就任する必要がある。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪府住宅供給公社																																										
法人所管課	住宅まちづくり部都市居住課																																										
設立年月日	昭和40年11月1日																																										
役員数	常勤	3名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名																																					
			その他																																								
	非常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名																																					
職員数（常勤）	163名		うち府派遣	5名	うち府退職者																																						
主な事業概要	○公社賃貸住宅約22,000戸及び民間借上型特定優良賃貸住宅約680戸の管理・運営 ○指定管理者制度に基づく府営住宅約65,000戸の管理運営及び管理代行制度に基づく府営住宅約138,000戸の計画修繕業務の受託 ○箕面森町開発事業など大阪府の主要プロジェクトの補完 ○新婚・子育て世帯や高齢者世帯などへの支援及びまちづくりへの貢献																																										
対象役員	理事長（常勤）																																										
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	4回	うち臨時的に開催したもの		回																																						
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	(有) or 無																																										
(有の場合)	機関（会議）名		構成員		開催頻度																																						
	経営会議		理事長、常務理事、監事、総務企画部長、住宅整備部長、住宅管理部長、理事長が特に指名する者		月1回、随時																																						
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財務基盤の強化</li> <li>○自立化に向けた組織体制の構築</li> <li>○特定優良賃貸住宅の収支改善</li> <li>○公社賃貸住宅のストック有効活用</li> <li>○「大阪府住宅まちづくりマスタープラン（平成24年3月）」に基づく取り組みの推進</li> <li>○府営住宅計画修繕の適正執行</li> <li>○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施</li> </ul> <p>【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】</p> <p>（理事長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○知事が任命する最高経営責任者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公社執行機関を統括し、府住宅まちづくり政策の一翼を担いつつ、自立化に向けた経営戦略を司る最高責任者</u></li> </ul> </li> </ul> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財務基盤の強化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約2.2万戸の公社賃貸住宅の安定的な経営⇒住宅稼働率の水準を維持（H27：93.2%）</li> <li>・ 公社債券の格付け維持（～H27：A+安定的）</li> <li>公社債券の計画的発行</li> </ul> </li> </ul> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">《公社債券発行実績（億円）》</td> <td colspan="4">《借入金残高（億円）》</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>年度</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>65</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>計画</td> <td>1,760</td> <td>1,724</td> <td>1,663</td> <td>1,627</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実績</td> <td>1,741</td> <td>1,697</td> <td>1,622</td> <td>1,587</td> </tr> </table> <p>○自立化に向けた組織体制の構築、府派遣職員の縮減</p> <p>《H21》 5部 1部内室 18課 1課内室 1事務所 5管理センター 常勤職員 305名（うち、府派遣職員78名）</p> <p>《H27》 3部 13課・室 4管理センター 常勤職員 160名（うち、府派遣職員5名）</p>						《公社債券発行実績（億円）》				《借入金残高（億円）》				年度	H23	H24	H25	H26	年度	H23	H24	H25	H26	実績	65	150	100	100	計画	1,760	1,724	1,663	1,627						実績	1,741	1,697	1,622	1,587
《公社債券発行実績（億円）》				《借入金残高（億円）》																																							
年度	H23	H24	H25	H26	年度	H23	H24	H25	H26																																		
実績	65	150	100	100	計画	1,760	1,724	1,663	1,627																																		
					実績	1,741	1,697	1,622	1,587																																		

○特定優良賃貸住宅の収支改善

- ・前回以降引き続きオーナーとの協議を進め、契約の繰上解除（空家増加による将来リスクの回避）を実施。  
管理戸数 H21末：156団地（4,538戸） H27末：**24**団地（**672**戸）

○公社賃貸住宅のストック有効活用

- 《耐震性の向上》
  - ・平成27年6月にストック活用実施計画を策定  
計画に沿って、建替え・耐震改修等進める。
- 《居住水準の向上》
  - ・リノベーションについては、3タイプのモデルプランを用意し、アンケート等の調査を実施し、入居者視点の仕様、設備への嗜好性、優先度の把握に努める。
  - ・LDK化や設備機器のリニューアル等のリノベーション実施
  - ・公社賃貸住宅等のLED化整備事業の実施

○大阪府住宅まちづくりマスタープランに基づく取り組みの推進

- ・新婚子育て層及び高齢者世帯等を対象に、一定期間他の申込者に対し優先申込みできる制度の実施
- ・住宅セーフティネット構築への取り組みとして、平成27年3月に設置された「Osakaあんしん住まい推進協議会」に正会員として加入、大阪府とともに事務局の一部を担う。
- ・障がいのある方々の地域での自立した暮らしを支援するため、公社賃貸住宅の一部の空き家をグループホームとして活用（H25～）
- ・泉北ニュータウン茶山台団地において、若年層の入居促進を目的に堺市・民間企業と連携して、DIY方式による住戸リノベーションモデル工事の実施

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・H25：10,460百万円（196件）、H26：9,016百万円（191件）

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- 《調整中》箕面森町（第三区域）、都市計画道路（枚方津田線）の処分

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

■平成24年度に策定した「経営計画（平成24年度～33年度）」の着実な実現

○財務基盤の強化

- ・借入金の計画的縮減  
→平成33年度末の借入金残高目標を1,400億円以下に設定  
《借入金残高（億円）》

年度	H25	H29	H33
計画	1,663	1,485	1,400
- ・公社債券の格付け（A+安定的）維持及び計画的な発行  
《発行実績》  
→格付け取得による公社債券の発行（府の損失補償なし）  
H24 からH27 計7回 545億円発行

○自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じた効率的な組織体制の構築  
→平成33年度末 定数計画 160人
- ・組織の活力維持・活性化のための人材の育成確保  
※府派遣職員が組織の中核を担ってきたことからプロパー職員の育成が急務

○公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上

- H27年度末の稼働率：93.2%

○公社賃貸住宅のストック有効活用

- ・ストック活用実施計画の着実な実施  
→平成33年度までの実施計画を策定（H27.6）  
「ストック再編計画」（管理戸数 H33末：約2万戸）、  
「耐震化計画」（耐震化率 H32末：約92%）、  
「長期有効活用計画」

- 「大阪府住宅まちづくりマスタープラン（平成24年3月）」に基づく取り組みの推進
  - ・多様な世帯のニーズに合った住まいの提供
    - 新婚・子育て世帯や高齢者世帯の支援など
  - ・泉北ニュータウン地区の再生事業への参画
- 府営住宅計画修繕の適正執行
  - ・府の管理代行者として適正かつ円滑な事業推進が不可欠
- 府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得
  - ・現行の受託期間がH28年度末で終了
- 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施
  - ・箕面森町（第三区域）の事業実施に伴う調整等

#### 【上記課題に対する対応方針等】

- 経営計画の着実な実現
- 財務基盤の強化
  - ・約2.2万戸の大規模な公社賃貸住宅の安定的な経営
    - ※住宅稼働率の水準（H27：93.2%）を維持
  - ・公社債券の格付け（A+安定的）維持及び計画的な発行
- 自立化に向けた組織体制の構築
  - ・業務内容や業務量に応じ、効率的な組織体制になるよう、常に組織の見直しを進める。
  - ・プロパー職員の士気を高めるとともに、経営力を有するプロパー職員を育成し、公社の自立化を促進。  
プロパー職員の継続的な採用や資質向上・意識改革を目的とした職員研修の実施
- 公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上
  - ・団地別の市場・ニーズに即した募集戦略を展開  
長期空き家を抱える一般賃貸住宅を対象に3年間のキャッシュバックを中心とした入居促進キャンペーン（夏季：7月～10月、冬季：12月～3月）を実施。  
50㎡以上の比較的広い住戸について新婚・子育て世帯向けに6年間のキャッシュバック方式によるキャンペーンを実施。
- 公社賃貸住宅のストック有効活用
  - ・建替事業費の確保及び建設年度の古い団地や耐震性のない団地（住棟）を優先
  - ・団地の特性に応じて建替え、集約、経営廃止などを適切に選択
  - ・入居者の居住の安定に配慮
  - ・将来の住宅ニーズの変化への対応  
入居者の好みに合わせて20種類の壁紙から選択できる方式を採用（千里山田西団地ほか）  
2間続きの和室のあるタイプをLDK化（鷹合団地）
  - ・まちづくりへの貢献

- 「大阪府住宅まちづくりマスタープラン」に基づく取組みの推進
  - ・民間賃貸での供給が十分でない中堅所得者層のファミリー向け住宅の供給
  - ・フェアハウジング（高齢者や障がい者など入居を拒否しない住宅）の推進
  - ・新婚・子育て世帯の入居促進
  - ・高齢者等に配慮したバリアフリー住戸の提供
  - ・泉北ニュータウンにおける公的賃貸住宅の再生計画に基づく事業の推進
- 府営住宅計画修繕の適正執行
  - ・府の管理代行者として、府と密接な連絡・連携体制を構築し、適正かつ円滑な事業推進を図る。
- 府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得
  - ・次回指定管理の応募に向け組織強化を図る。
- 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施
  - ・府等と十分協議しながら円滑な事業推進を図る。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すること）】

理事長は公社執行機関を統括し、府住宅まちづくり政策の一翼を担いつつ、自立化に向けた経営戦略を司る知事が任命する最高責任者

<これまでの成果・実績>

○ 経営改善（財務基盤の強化）

- ・平成26年度決算まで8期連続で黒字を維持
- ・平成26年度末の借入金残高（実績）は1,587億円であり、計画以上の縮減を実現
- ・公社債券の格付け（A+安定的）維持及び計画的な発行  
《発行実績》格付け取得による公社債券の発行（府の損失補償なし）  
平成24～27年度 計7回 545億円発行
- ・公社賃貸住宅の稼働率の維持（平成27年度末稼働率：93.2%）

○ 自立化に向けた組織体制の構築

- 《平成21年度》 5部 1部内室 18課 1課内室 1事務所 5管理センター  
常勤職員 305名（うち、府派遣職員78名）
- 《平成27年度》 3部 13課・室 4管理センター  
常勤職員 160名（うち、府派遣職員5名）

○ 特定優良賃貸住宅の収支改善

- ・オーナーとの協議を進め、契約の繰上解除（空家増加による将来リスクの回避）を実施。  
管理戸数 《平成21年度》156団地（4,538戸）  
《平成27年度》24団地（672戸）

○ 公社賃貸住宅のストック有効活用

- ・ストック活用実施計画（平成27～33年度）を策定

○ 大阪府住宅まちづくりマスタープランに基づく取り組みの推進

- ・新婚子育て層及び高齢者世帯等を対象に、一定期間優先申込みできる制度の実施
- ・住宅セーフティネット構築への取り組みとして、平成27年3月に設置された「Osakaあんしん住まい推進協議会」に正会員として加入、大阪府とともに事務局の一部を担う。
- ・障がいのある方々の地域での自立した暮らしを支援するため、公社賃貸住宅の一部の空き家をグループホームとして活用（H25～）
- ・泉北ニュータウン茶山台団地において、若年層の入居促進を目的に堺市・民間企業と連携して、DIY方式による住戸リノベーションモデル工事の実施

○ 府営住宅計画修繕（管理代行）の適正執行

- 《平成25年度》10,460百万円（196件）
- 《平成26年度》9,016百万円（191件）

○ 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- 《調整中》箕面森町（第三区域）、都市計画道路（枚方津田線）の処分

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

大阪府住宅供給公社は、平成24年4月に、経営計画（平成24～33年度）を定め、府の政策を補完する役割を担いつつ、資金調達力や経営企画力を備えた自立した経営体を目指している。

そのため、多額の借入金残高の計画的な縮減が至上命題である。平成26年度末の借入金残高（実績）は1,587億円（うち府の損失補償764億円）と経営計画どおり縮減しているが、返済が滞れば府の財政に甚大な影響があることから、府が主体的に関与する必要があることは、前回審査時と同様である。

また、市場公募債の発行（府の損失補償なし）において、その格付けを維持するためにも、安定した経営と府の住宅まちづくり政策への貢献が不可欠である。

これらのことを踏まえ、引き続き、府政策への貢献や経営基盤の強化と自立した経営体の確立等を図るため、【上記課題に対する対応方針等】に掲げた項目を、各役員が公社職員を指導監督しながら着実に実現することが不可欠である。

理事長には、公社執行機関を統括し、府住宅まちづくり政策の一翼を担いつつ、自立化に向けた経営戦略を司る最高責任者として、府の政策に精通し府財政をよく理解している府関係者が就任することが必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	大阪府住宅供給公社																																										
法人所管課	住宅まちづくり部都市居住課																																										
設立年月日	昭和40年11月1日																																										
役員数	常勤	3名	うち府派遣	1名	うち府退職者 2名																																						
			その他																																								
	非常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者 名																																						
職員数（常勤）	163名		うち府派遣	5名	うち府退職者																																						
主な事業概要	○公社賃貸住宅約22,000戸及び民間借上型特定優良賃貸住宅約680戸の管理・運営 ○指定管理者制度に基づく府営住宅約65,000戸の管理運営及び管理代行制度に基づく府営住宅約138,000戸の計画修繕業務の受託 ○箕面森町開発事業など大阪府の主要プロジェクトの補完 ○新婚・子育て世帯や高齢者世帯などへの支援及びまちづくりへの貢献																																										
対象役員	常務理事（常勤・技術）																																										
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	4回	うち臨時的に開催したもの		回																																						
理事会・取締役会以外での意思決定機関（会議）の有無	(有) or 無																																										
(有の場合)	機関（会議）名		構成員		開催頻度																																						
	経営会議		理事長、常務理事、監事、総務企画部長、住宅整備部長、住宅管理部長、理事長が特に指名する者		月1回、随時																																						
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財務基盤の強化</li> <li>○自立化に向けた組織体制の構築</li> <li>○特定優良賃貸住宅の収支改善</li> <li>○公社賃貸住宅のストック有効活用</li> <li>○「大阪府住宅まちづくりマスタープラン（平成24年3月）」に基づく取り組みの推進</li> <li>○府営住宅計画修繕の適正執行</li> <li>○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施</li> </ul> <p>【前回見直し時の対象役員の職務（うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公社賃貸住宅のストック有効活用</li> <li>○「大阪府住宅まちづくりマスタープラン（平成24年3月）」に基づく取り組みの推進</li> <li>○府営住宅計画修繕の適正執行</li> <li>○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施</li> <li>○建設工事等審査会の統括者</li> </ul> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財務基盤の強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・約2.2万戸の公社賃貸住宅の安定的な経営⇒住宅稼働率の水準を維持（H27：93.2%）</li> <li>・公社債券の格付け維持（～H27：A+安定的） 公社債券の計画的発行</li> </ul> </li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">《公社債券発行実績（億円）》</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">《借入金残高（億円）》</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>年度</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>65</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>計画</td> <td>1,760</td> <td>1,724</td> <td>1,663</td> <td>1,627</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実績</td> <td>1,741</td> <td>1,697</td> <td>1,622</td> <td>1,587</td> </tr> </table>						《公社債券発行実績（億円）》				《借入金残高（億円）》				年度	H23	H24	H25	H26	年度	H23	H24	H25	H26	実績	65	150	100	100	計画	1,760	1,724	1,663	1,627						実績	1,741	1,697	1,622	1,587
《公社債券発行実績（億円）》				《借入金残高（億円）》																																							
年度	H23	H24	H25	H26	年度	H23	H24	H25	H26																																		
実績	65	150	100	100	計画	1,760	1,724	1,663	1,627																																		
					実績	1,741	1,697	1,622	1,587																																		

○自立化に向けた組織体制の構築、府派遣職員の縮減

《H21》 5部 1部内室 18課 1課内室 1事務所 5管理センター  
常勤職員 305名（うち、府派遣職員78名）

《H27》 3部 13課・室 4管理センター  
常勤職員 160名（うち、府派遣職員5名）

○特定優良賃貸住宅の収支改善

- ・前回以降引き続きオーナーとの協議を進め、契約の繰上解除（空家増加による将来リスクの回避）を実施。

管理戸数 H21末：156団地（4,538戸） H27末：24団地（672戸）

○公社賃貸住宅のストック有効活用

《耐震性の向上》

- ・平成27年6月にストック活用実施計画を策定  
計画に沿って、建替え・耐震改修等進める。

《居住水準の向上》

- ・リノベーションについては、3タイプのモデルプランを用意し、アンケート等の調査を実施し、入居者視点の仕様、設備への嗜好性、優先度の把握に努める。
- ・LDK化や設備機器のリニューアル等のリノベーション実施
- ・公社賃貸住宅等のLED化整備事業の実施

○大阪府住宅まちづくりマスタープランに基づく取り組みの推進

- ・新婚子育て層及び高齢者世帯等を対象に、一定期間他の申込者に対し優先申込みできる制度の実施
- ・住宅セーフティネット構築への取り組みとして、平成27年3月に設置された「Osakaあんしん住まい推進協議会」に正会員として加入、大阪府とともに事務局の一部を担う。
- ・障がいのある方々の地域での自立した暮らしを支援するため、公社賃貸住宅の一部の空き家をグループホームとして活用（H25～）
- ・泉北ニュータウン茶山台団地において、若年層の入居促進を目的に堺市・民間企業と連携して、DIY方式による住戸リノベーションモデル工事の実施

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・H25：10,460百万円（196件）、H26：9,016百万円（191件）

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

《調整中》箕面森町（第三区域）、都市計画道路（枚方津田線）の処分

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

■平成24年度に策定した「経営計画（平成24年度～33年度）」の着実な実現

○財務基盤の強化

- ・借入金の計画的縮減

→平成33年度末の借入金残高目標を1,400億円以下に設定

《借入金残高（億円）》

年度	H25	H29	H33
計画	1,663	1,485	1,400

- ・公社債券の格付け（A+安定的）維持及び計画的な発行

《発行実績》

→格付け取得による公社債券の発行（府の損失補償なし）

H24 からH27 計7回 545億円発行

○自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じた効率的な組織体制の構築

→平成33年度末 定数計画 160人

- ・組織の活力維持・活性化のための人材の育成確保

※府派遣職員が組織の中核を担ってきたことからプロパー職員の育成が急務

○公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上

→H27年度末の稼働率：93.2%



○公社賃貸住宅のストック有効活用

・ストック活用実施計画の着実な実施

→平成33年度までの実施計画を策定（H27.6）

「ストック再編計画」（管理戸数 H33末：約2万戸）、  
「耐震化計画」（耐震化率 H32末：約92%）、  
「長期有効活用計画」

○「大阪府住宅まちづくりマスタープラン（平成24年3月）」に基づく取り組みの推進

- ・多様な世帯のニーズに合った住まいの提供  
→新婚・子育て世帯や高齢者世帯の支援など
- ・泉北ニュータウン地区の再生事業への参画

○府営住宅計画修繕の適正執行

- ・府の管理代行者として適正かつ円滑な事業推進が不可欠

○府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得

- ・現行の受託期間がH28年度末で終了

○大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施

- ・箕面森町（第三区域）の事業実施に伴う調整等

【上記課題に対する対応方針等】

■経営計画の着実な実現

○財務基盤の強化

- ・約2.2万戸の大規模な公社賃貸住宅の安定的な経営  
※住宅稼働率の水準（H27：93.2%）を維持
- ・公社債券の格付け（A+安定的）維持及び計画的な発行

○自立化に向けた組織体制の構築

- ・業務内容や業務量に応じ、効率的な組織体制になるよう、常に組織の見直しを進める。
- ・プロパー職員の士気を高めるとともに、経営力を有するプロパー職員を育成し、公社の自立化を促進。  
プロパー職員の継続的な採用や資質向上・意識改革を目的とした職員研修の実施

○公社賃貸住宅の稼働率の維持・向上

- ・団地別の市場・ニーズに即した募集戦略を展開  
長期空き家を抱える一般賃貸住宅を対象に3年間のキャッシュバックを中心とした入居促進キャンペーン（夏季：7月～10月、冬季：12月～3月）を実施。  
50㎡以上の比較的広い住戸について新婚・子育て世帯向けに6年間のキャッシュバック方式によるキャンペーンを実施。

○公社賃貸住宅のストック有効活用

- ・建替事業費の確保及び建設年度の古い団地や耐震性のない団地（住棟）を優先
- ・団地の特性に応じて建替え、集約、経営廃止などを適切に選択
- ・入居者の居住の安定に配慮
- ・将来の住宅ニーズの変化への対応  
入居者の好みに合わせて20種類の壁紙から選択できる方式を採用（千里山田西団地ほか）  
2間続きの和室のあるタイプをLDK化（鷹合団地）
- ・まちづくりへの貢献

- 「大阪府住宅まちづくりマスタープラン」に基づく取組みの推進
  - ・民間賃貸での供給が十分でない中堅所得者層のファミリー向け住宅の供給
  - ・フェアハウジング（高齢者や障がい者など入居を拒否しない住宅）の推進
  - ・新婚・子育て世帯の入居促進
  - ・高齢者等に配慮したバリアフリー住戸の提供
  - ・泉北ニュータウンにおける公的賃貸住宅の再生計画に基づく事業の推進
- 府営住宅計画修繕の適正執行
  - ・府の管理代行者として、府と密接な連絡・連携体制を構築し、適正かつ円滑な事業推進を図る。
- 府営住宅指定管理事業の適正規模の獲得
  - ・次回指定管理の応募に向け組織強化を図る。
- 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施
  - ・府等と十分協議しながら円滑な事業推進を図る。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すること）】

<これまでの成果・実績>

- 公社賃貸住宅のストック有効活用
  - ・ストック活用実施計画（平成27～33年度）を策定
- 大阪府住宅まちづくりマスタープランに基づく取組みの推進
  - ・泉北ニュータウン茶山台団地において、若年層の入居促進を目的に堺市・民間企業と連携して、DIY方式による住戸リノベーションモデル工事の実施
- 府営住宅計画修繕（管理代行）の適正執行
  - 《平成25年度》10,460百万円（196件）
  - 《平成26年度》 9,016百万円（191件）
- 大阪府関連プロジェクト事業等の円滑な実施
  - 《調整中》箕面森町（第三区域）、都市計画道路（枚方津田線）の処分
- 建設工事等審査会の統括

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

大阪府住宅供給公社は、平成24年4月に、経営計画（平成24～33年度）を定め、府の政策を補完する役割を担いつつ、資金調達力や経営企画力を備えた自立した経営体を目指している。

そのため、多額の借入金残高の計画的な縮減が至上命題である。平成26年度末の借入金残高（実績）は1,587億円（うち府の損失補償764億円）と経営計画どおり縮減しているが、返済が滞れば府の財政に甚大な影響があることから、府が主体的に関与する必要があることは、前回審査時と同様である。

また、市場公募債の発行（府の損失補償なし）において、その格付を維持するためにも、安定した経営と府の住宅まちづくり政策への貢献が不可欠である。

これらのことを踏まえ、引き続き、府政策への貢献や経営基盤の強化と自立した経営体の確立等を図るため、【上記課題に対する対応方針等】に掲げた項目を、各役員が公社職員を指導監督しながら着実に実現することが不可欠である。

常務理事（技術）は、特に、公社賃貸住宅のストックを有効に活用するため、財務体質の改善を図りつつ、建替えや集約、経営廃止、耐震改修、住戸改善等、団地の特性に応じ公社団地の再生に向けた取り組みを円滑に事業推進する所管の担当理事である。これらの取り組みは、今後の経営基盤（借入金の縮減）に大きな影響を与えるものであり、府が主体的に関与する必要がある職務である。そのため、府の住宅政策に精通した専門的な知識を持った府関係者が就任することが必要である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(一財)大阪府タウン管理財団					
法人所管課	住宅まちづくり部タウン推進局管理課					
設立年月日	平成3年7月1日					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	2名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	40名		うち府派遣	13名	うち府退職者	6名
主な事業概要	○地区センタービル、近隣センター等の専門店、事務所、公共公益施設等の管理運営 ○駐車場の管理運営 ○北摂霊園の墓域の整備、墓所の貸付及び施設の管理運営 ○土地信託事業 ○りんくうタウンのにぎわいづくり事業					
対象役員	理事長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	8回	うち臨時的に開催したもの		6回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	評議員会	評議員(大学教授、弁護士他)理事、監事		年2回程度		
	役員会	理事長、常務理事、事務局長、総務部長、管理部長、事業部長等		月1回程度		
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○ (公財)大阪府都市整備推進センターとの統合に向けて、資産処分を推進していく必要があるが、府と一体となってまちづくりに関与してきた経緯も踏まえ、地元市等関係者の信頼関係のもと、事業収束を図る必要がある。</p> <p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <p>○ 財団全体の経営的見地から、事業本部の地域性だけでなく、管理運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、関係市長、関係団体役員等との協議調整を担う。</p> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <p>○ 統合に向け、保有資産の処分を進めている。                  千里では、南千里リザーブゾーンや藤白台・山田川駐車場など、府と連携し、地元市等と調整しながら資産処分を進めてきたが、まだまだ処分すべき物件が残されており、引き続き、協議・調整が難航する資産の処分を進めていかなければならない。                  なお、泉北では、泉ヶ丘駅前地区の資産処分(センタービルや駐車場等)を民間事業者に売却した。</p> <p>○ 近隣センターの引継ぎについては、千里地区では、新千里東町のオープンスペースを豊中市に引き継いだ。また、吹田市とは基本協定を締結したが、まだ千里地区で10箇所の引継ぎが残されている。                  泉北地区では、基本協定に基づき、2近隣センターの譲渡契約を締結したが、当該2近隣センターを含め、未だ12近隣センターとも引継ぎには至っていない状況。</p>						

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- 当法人は、大阪府企業局による大規模開発（千里・泉北NTやりんくうタウンなど臨海部の開発）において、まちづくりを促進するため、企業局が策定したまちづくり計画に基づき公共公益施設や利便施設の整備・運営を行うとともに、住民へのサービス機能やにぎわいづくりといったソフト面の事業を担うなど、企業局と一体となってまちづくりを進めてきた(財)大阪府千里センター、(財)大阪府泉北センター、(財)大阪府臨海・りんくうセンターが統合して設立された法人。
- 千里・泉北ニュータウンは、まちびらきから40～50年を経過し、まちは熟成、再整備(リニューアル)が必要な時期になっている。こうした中で、開発初期に整備した駐車場や商業施設等の公共公益施設や利便施設についても、地元における再整備の動きやこれまでの開発経過を踏まえつつ、順次、資産処分を行っているところ。また、住区ごとに設けられた近隣センターについても、身近なまちづくりを担う地元市へ引き継ぐこととしている。
- りんくうタウンについては、バブル経済の崩壊とその後の長引く経済低迷により、まちづくりが停滞していたが、近年はインバウンドが増え、まちの賑わいが期待されている。このような状況から、なお一層、公共公益施設の管理運営やまちの魅力を高めるためのにぎわいづくり事業の推進にあたり、府と連携しながら、まちの活性化に向けて取り組んでいる。
- なお、堺・泉北臨海工業地帯の資産については処分が終了している。
- 大阪府行財政改革推進プラン（案）（H27.2）の方針に基づき、千里地区における保有資産の早期処分や近隣センターの円滑な引継ぎを進めながら、都市整備推進センターとの統合を目指すこととなっている。統合先の大阪府都市整備推進センターが公益財団法人に移行したため、統合するには公益目的事業費比率50%以上を確保することが必須条件となっている。そのため、収益事業資産の処分が重要であり、H24.6に策定した中期経営計画（H27.3一部改定）に基づき、統合に向けて資産処分の積極的な取り組みを行っている。
- しかしながら、
  - ・財団の保有資産は、地区センターなどまちづくりの重要な拠点に立地する商業施設や駐車場が多く、ニュータウンのまちづくりにおけるこれまでの財団が担ってきた役割の経過も踏まえ、住民の理解を得るとともに、地元市のまちづくりにも配慮した方法により処分を推進していく必要があり、資産処分について時間を要している状況。
  - ・近隣センターの引継ぎについては、地元市と引き継ぐ方針は合意しているが、個々のセンターの具体的な引継ぎにあたって、地元市や近隣センターの商店主・地主、駐車場管理組合等関係者との課題の協議・調整に時間と労力を要しており、現時点では1か所の引継ぎが実現した状況。また、ニュータウン活性化の動きにも配慮しながら対応していく必要がある。
- このように、旧企業局の開発地域におけるまちづくりの責任の一端を担いつつ、統合に向けて資産処分等を進めることにより、財団のダウンサイジングを進め、さらに、北摂霊園事業やりんくうタウンのにぎわいづくり事業、近隣センター事業（引継ぎまでの間）といった、財団に求められる公益的な事業を円滑に実施し、財団統合のミッションを確実に進めていかなければならない。
- なお、一般財団法人への移行に伴い、府に150億円を特定寄附することとしていたが、平成25年度80億円、平成26年度20億円、平成27年度50億円の寄附を行い完了した。
- 今後とも、財団の設立経過、役割から府の施策と密接に連携していく必要がある。

【上記課題に対する対応方針等】

- 財団の資産処分にあたっては、公と民との役割分担を踏まえ進めていくが、これまでの開発経過並びに、府や地元市のまちづくりの取り組みを踏まえつつ、関係者の理解を得ながら、まちの活性化に繋がる資産処分を推進していく。
- 近隣センターの引継ぎについては、地元市の立場にも理解を示しつつ、課題解決に努めながら、近隣センターの活性化に資する引継ぎに向けて、粘り強く協議・調整していく。
- また、りんくうタウンのにぎわいづくり・活性化については、府や地元市の施策・取り組み状況を踏まえつつ、府と一体となって取り組んでいく。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 財団全体の事業のマネジメント（事業推進、対外交渉、人事など）
- 中期経営計画に関する大阪府との調整及び意思形成の具体化への対応
- 旧企業局の開発地域におけるまちづくりの責任の一端を担いつつ、財団のミッションである資産処分等を進め、法人統合に向けた対応（府や地元市等との連携、協議調整の実施等）
- 北摂霊園事業やりんくうタウンにおけるにぎわいづくり事業等、財団に求められる公益的な事業の進捗状況を把握し、事業推進における責任者としての確かな指示
  
- 財団のトップとして、各地区の地域性を理解し、事業管理・運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、府や関係市長、関係団体役員等との協議調整を行っている。これまで、概ね中期経営計画に沿って保有資産の処分を行いながら、財団の事業縮小を進めてきた。特に、大きな資産であった泉北地区の処分にあたっては、関係者との調整協議を重ね、地区再開発の主体となる民間事業者保有資産を売却。現在、千里北地区の資産処分にあたって、地元市の活性化ビジョンを踏まえ、関係者との協議を進めており、重要事項に関する理事長としての意思決定を行いながら、当該地区の保有資産の処分に向けて取り組んでいる。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 当法人は、府企業局の開発に関して、一体となって事業を推進してきた経緯があり、資産処分を進めつつまちづくりに貢献しながら府が関与する法人との統合や公益目的支出計画における府への寄附実施等、府の方針を強く反映した法人経営を行う必要がある。
- こうした背景の下、保有資産の早期処分にあたっても、単なる不動産売却ではなく、まちづくりに資する資産処分を行う必要がある。  
そのためには、府のこれまでの開発経過や施策、地元市のまちづくり構想にも十分配慮して、きめ細かな調整を行った上で早期処分を進めていく必要があり、府や市の立場も熟知した行政経験者が適任である。
- 近隣センターの引継ぎについては、引継後の将来負担、管理運営や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている地元市に対して、市町村行政を熟知した行政経験者が粘り強く交渉に当たる必要がある。
- りんくうタウンのにぎわいづくり事業については、府と一体となってまちの魅力アップに取り組む必要がある、府の開発構想に精通し、府や地元市町と連携・調整にあたって、地元行政や実状を熟知した者が適任である。
- 公益事業の実施に当たっては、効率至上主義ではなく、公平性・平等性に十分配慮した行政感覚を持った対応が必要である。
- 当法人は、府としてなお関与が必要な重要な出資法人であり、法人経営の最高責任者には、まちづくりの責任を果たしつつ、財団のダウンサイジングを進め円滑に法人統合を進めるためにも、府関係者が就任することが必要不可欠である。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(一財)大阪府タウン管理財団					
法人所管課	住宅まちづくり部タウン推進局管理課					
設立年月日	平成3年7月1日					
役員数	常勤	2名	うち府派遣	2名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	4名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)	40名		うち府派遣	13名	うち府退職者	6名
主な事業概要	○地区センタービル、近隣センター等の専門店、事務所、公共公益施設等の管理運営 ○駐車場の管理運営 ○北摂霊園の墓域の整備、墓所の貸付及び施設の管理運営 ○土地信託事業 ○りんくうタウンのにぎわいづくり事業					
対象役員	常務理事(千里事業本部長)(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H27年度実績	8回	うち臨時的に開催したもの	6回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		
	評議員会	評議員(大学教授、弁護士他)理事、監事		年2回程度		
	役員会	理事長、常務理事、事務局長、総務部長、管理部長、事業部長等		月1回程度		
<p>【前回見直し時における法人の課題等】</p> <p>○ (公財)大阪府都市整備推進センターとの統合に向けて、資産処分を推進していく必要があるが、府と一体となってまちづくりに関与してきた経緯も踏まえ、地元市等関係者の信頼関係のもと、事業収束を図る必要がある。</p> <p>【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】</p> <p>○ <u>千里所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣センター(豊中市域3箇所、吹田市域7箇所)の引継ぎ</li> <li>・資産処分物件(南千里リザーブゾーン、藤白台・山田川駐車場等)</li> </ul> <p>○ <u>南千里再開発事業に伴う関係者調整</u></p> <p>【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】</p> <p>○ 統合に向け、保有資産の処分を進めている。 千里では、南千里リザーブゾーンや藤白台・山田川駐車場など地元市等関係者と協議・調整を重ねながら、資産処分を進めてきた。 しかしながら、まだまだ処分すべき物件が残されている。 (北千里地区商業用地、桃山台駅前専門店・要員住宅、千里南第13駐車場跡地、桃山台第14駐車場等)</p> <p>○ 近隣センターの引継ぎについては、千里地区では、新千里東町のオープンスペースを豊中市に引き継いだ。また、吹田市とは基本協定を締結したが、まだ千里地区で10箇所の引継ぎが残されている。</p> <p>【現在の法人の課題等(前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと)】</p> <p>※前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。</p> <p>○ <u>公益法人改革への対応として、都市整備推進センターが公益財団法人に移行し、当法人は一般財団法人に移行したが、統合後霊園事業を継続するためには、公益財団法人となる必要があり、公益目的事業比率50%以上が必須条件となっている。千里では、霊園事業を除きほとんどの事業が収益事業に該当するため、非常に多くの収益事業資産を処分することが必要。</u></p>						

- 財団の保有資産は、地区センターなどまちづくりの重要な拠点に立地する商業施設や駐車場が多く、ニュータウンのまちづくりにおいてこれまで府と財団が担ってきた経過も踏まえ、府民の理解と地元市の意向に配慮した最適な方法により処分を推進していく必要がある。  
特に、千里北地区センターの資産処分では、地元市の活性化ビジョンを踏まえながら、地元市、府民、民間事業者等との多岐多様な協議、調整を重ねながら、処分条件を整理するなど資産処分が難航するものと想定される。
- 近隣センター引継ぎについては、地元市は基本的には引継ぎに同意しているが、具体的な引継ぎに当たっては、引継ぎ予定の土地に店舗のエアコン室外機や軒先のテント等が越境している問題や、市に移管されると駐車場管理組合が支払う駐車場貸付料が上がるという問題などもあり、引継ぎに関する協議・調整には多大な時間と労力を要する。また、建替計画など再整備の方向性により引継ぎの進捗に影響がでることから地元地権者や市と協議を進める必要がある。
- 一般法人化されたが、霊園事業や近隣センター事業（引継ぎまでの間）といった公益事業を円滑に実施する責務を負っている。
- なお、一般財団法人への移行に伴い、府に150億円を寄附することとしていたが、平成25年度80億円、平成26年度20億円、平成27年度50億円の寄附を行い完了した。

【上記課題に対する対応方針等】

- 財団の資産処分に当たっては、公と民との役割分担、府と市町村との役割分担を踏まえ、まちの活性化に繋がる資産処分となるよう府民や地元市及び関係者の理解を得ながら推進していく。
- 近隣センターの引継ぎについては、地元市の立場にも理解を示しつつ、課題解決に努めながら、近隣センターの活性化に繋がる引継ぎに向けて、粘り強く協議・調整していく。
- 引き続き実施する公益事業については、コスト意識を持ちつつ、公平性・公共性に十分配慮し、府民満足度の向上に繋がる事業執行に努める。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- 千里所管資産の早期処分に向けた関係者協議・調整
  - ・近隣センター（豊中市域3箇所、吹田市域7箇所）の引継ぎ
  - ・中期経営計画に沿った資産処分（28年度までの資産処分予定：桃山台駅前専門店・要員住宅、千里南第13駐車場跡地、桃山台第14駐車場等）
  - ・千里北地区の商業施設用地等の資産処分（29年度以降の資産処分予定）
- 北摂霊園事業の安定的な事業推進に向けた関係者協議・調整
- 千里所管事業の責任者として、事業管理・運営や資産処分の方向性を総合的に判断するとともに、府や関係市、関係団体での対応やその必要な事項についての指示や協議調整を行っている。千里北地区の資産処分に向けては、千里地区の特性性を熟知した常務理事を中心に関係者との協議・調整を重ねており、事業責任者として指示・意思決定を行うなど、その職務の役割を適切に果たしながら対応している。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

- 保有資産を早期に処分し、統合を行うことは重要な方針だが、単なる不動産売却ではなく、まちづくりに資する資産処分を行うことが必要である。  
そのためには、地元市のニュータウン再整備構想にも十分配慮して、きめ細かな調整を行った上で、早期処分を進めていく必要があり、市の立場も熟知した行政経験者が適任である。  
特に、北千里地区センター、桃山台駅前2用地などの地区の再整備に大きな影響を与える用地は、資産処分に係る手法や処分条件等について検討を行うとともに、地元市や関係機関（地権者、テナント、UR等）との協議・調整が重要であり、地区周辺の活性化に資するよう資産処分を進めていく必要がある。
- 近隣センターの引継ぎについては、引継後の将来負担や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている地元市に対して、市町村行政を熟知した行政経験者が粘り強く交渉に当たる必要がある。
- 公益事業の実施に当たっては、効率至上主義ではなく、公平性・平等性に十分配慮した行政感覚を持った対応が必要である。
- 3法人が統合した団体であり、事業対象地区が、りんくう・臨海地区、千里地区、泉北地区に分かれており、それぞれ地域性が異なる中で、地元調整を行いながら、上記を踏まえ事業を円滑かつ迅速に進めるためには、理事長の他に、事業本部において現場の判断のもと、スピード感をもちながら、意思決定を行うことができる常勤役員が必要である。
- また、法人統合が可能となるレベルまで公益目的事業比率を上げるためには、資産処分をいかに進めるかが鍵となることから、常務理事の役割は重要である。